

水産政策審議会企画部会
第65回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第65回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年11月24日（木）午後1時30分

閉会 平成28年11月24日（木）午後4時35分

2. 出席委員

(委員) 大森 敏弘 佐藤 安紀子 長瀬 一己 馬場 治
橋本 博之 浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子
細川 良範 水越 和幸

(特別委員) 遠藤 喜志雄 菅原 幸洋 関 いずみ 高橋 健二
千葉 康則 若狭 信行

3. その他出席者

(水産庁) 大杉漁政部長 保科増殖推進部長 高吉漁港漁場整備部長
松原漁政課長 中企画課長 矢花水産経営課長 佐藤加工流通課長
井上漁業保険管理官 竹葉研究指導課長 伊佐栽培養殖課長 岡計画課長
吉塚整備課長 坂本防災漁村課長 大久保水産業体質強化推進室長

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第65回企画部会
議事次第

日 時：平成28年11月24日（木）13:30～16:35

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 平成28年度水産白書の構成と骨子について
- (2) 漁業地域の活性化
- (3) 漁船漁業の安全対策の強化
- (4) 東日本大震災からの復興
- (5) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成28年度水産白書の構成と骨子について	2
3	漁業地域の活性化	15、35
4	漁船漁業の安全対策の強化	25、43
5	東日本大震災からの復興	29、46
6	閉 会	51

○企画課長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第65回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、大杉漁政部長より一言御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆さん、こんにちは。本日は、御多忙の中、審議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、平成28年度水産白書の作成に向けまして構成と骨子の案について、また2つ目のテーマといたしましては、水産基本計画の見直しに向けてのテーマごとの御議論、御審議をいただきたいというふうに考えております。

去る11月8日、9日には、委員、特別委員の方々に神奈川県、静岡県で御視察いただきまして、水産白書の作成、あるいは基本計画の見直しに向けての御参考にしていただくという観点で水産業をめぐる現状を御覧いただいたところでございます。

水産基本計画の見直しに向けましては、6月以降テーマごとに御議論をお願いし、御審議いただいているわけですが、本日の議題は3つございます。漁業地域の活性化、漁船漁業の安全対策の強化、それから東日本大震災からの復興でございます。

漁業地域については、御案内のとおり人口減少、また少子高齢化による地方の活力低下が懸念されているわけですが、私どもといたしましては、浜プランの策定、あるいは多面的機能の発揮、漁港等の総合的な整備を通じまして活性化を図っていくことが重要だと考えて取り組んでいるところでございます。

また、漁船事故ですが、全船舶事故隻数の約3割を占めております。漁船の災害発生率は一般船舶に比べますと2倍、それから陸上の全産業と比較をいたしますと6倍と高い状況になっています。安全対策の強化が求められている状況でございます。

さらに、東日本大震災からの復興でございますが、震災から5年が経過いたしまして、被災した漁港施設については、その98%で水揚げが可能になっております。水産関係施設はおおむね復旧してきているわけですが、一方で、原発事故の影響を受けている福島県を中心とした漁業者、これは非常に大きな問題でございまして、引き続き復興に向けた取り組みが必要であるわけでございます。

本日は、こういった課題、テーマにつきまして御審議いただきまして、皆様方から忌憚のない御意見をいただきたいというふうに思います。本日もよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○企画課長 それでは、まず、委員の先生方の出席状況について御報告させていただきます

す。水産政策審議会令第8条1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中10名の方に御出席をいただいております、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しております。また、特別委員の先生は11名中6名の方に御出席をいただいております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者もお見えになっております。また、同規則第9条2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

それでは、まず本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料1、平成28年度水産白書の構成と骨子について、資料2、漁業地域の活性化、資料3、漁船漁業の安全対策の強化、資料4、東日本大震災からの復興、資料5は中田特別委員からの提出資料となっております。資料が無い方は、事務方に一言お声がけいただければと存じます。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会における水産基本計画の変更に関する資料をファイルにとじた形で配付させていただいておりますので、御参照ください。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、議題（1）として、平成28年度水産白書の構成と骨子について、次の議題の（2）から（4）までが次期水産基本計画に関するものです。漁業地域の活性化、漁船漁業の安全対策の強化、東日本大震災からの復興ということになっております。白書と次期基本計画の2本立てとなっております。内容の混同のないように御注意ください。

本日の企画部会は午後4時半までの予定となっております。内容がたくさんありますので、円滑な議事の進行に努めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

それでは、まず議題の（1）につきまして御説明をお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉でございます。着席で御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。「平成28年度水産白書の構成と骨

子について（案）」というタイトルでございます。

構成についてでございますが、第1部、平成28年度水産の動向でございます。既に9月16日の企画部会で作成方針等について御説明をさせていただきました。その際に、委員、特別委員の方々からさまざまな御意見をいただいたわけでございますが、それを踏まえまして構成、それから一部骨子を作成しております。

第1章、特集についてでございますが、今回は、近年、太平洋クロマグロ、サンマ、サバを初めとする我が国周辺水域の資源について、地域漁業管理機関の国際的な枠組みに基づく管理に注目が集まっています、我が国の資源管理上も重要な課題の一つとなっていることから、今回の白書では「世界とつながる我が国の漁業」、サブタイトルとして「国際的な水産資源の持続的利用を考える」ということをテーマとして掲げまして、世界の漁業や国際的な管理の枠組み、我が国の漁業とのかかわりなどについて分析をしまして、責任ある漁業国として国際的な水産資源の持続的利用を確保するための方向性について考察したいと考えているわけでございます。

第2章、平成27年度以降の我が国水産の動向についてでございますが、序説を設けました。といいますのは、今回、5年に1度の水産基本計画の見直しに当たりますので、次期水産基本計画の概要について記述することとしております。平成27年度白書、前回の白書は、漁村を特集の第1章で扱っていましたが、28年度白書におきましては、漁村に関する節を従来どおり復活させまして、第4節としたいと考えております。5年前と同様、漁港漁場整備長期計画の内容も含む形にしたいと考えております。

他方、今回、特集とする内容と重複すると考えられる水産業をめぐる国際情勢、前回は第4節だったわけですが、これは外すこととしております。

2ページにまいりたいと思います。

第2部、平成28年度水産施策、28年度に講じた施策でございます。現行基本計画の項目立てに従って整理しています。基本的に前回の白書の28年度に講じようとする水産施策の内容とほぼ合致しているわけでございます。それから、29年度に講じようとする施策についてでございますが、こちらは次期水産基本計画を踏まえて項目立ての整理を行うこととしております。

3ページをお願いいたします。

骨子でございます。第1章、特集でございますが、9月16日の企画部会の資料の別紙1、特集の構成案、これを今回は詳しく御紹介しております。

第1節、世界の漁業の状況についてでございますが、記述内容の例といたしましては、そこに記載してありますように、世界の水産物需要に関しまして、食用魚介類の1人当たりの消費量は過去半世紀で2倍以上に増加しているといったこと、新興国、途上国では、たんぱく質を多く含む食品への食生活に移行が進んでいるということ、それから、世界人口は今後も増加すると予想されている中で、水産物の需要も増大していくと見られているといったような内容でございます。

それから、世界の資源の動向に関してでございますが、持続可能な水準で漁獲されている資源の割合は漸減しておりまして、生産量を増大させる余地のある資源は少ないというようなこと、それから、将来にわたって適切な管理を実施することにより、適正水準にある資源を増加させることが重要であるといったようなことを記述したいと考えております。

世界の生産に関してですが、漁船漁業が頭打ちとなる一方で養殖が増大をしているわけでございます。ただ、養殖生産の増加のスピードは落ちるものと予測されているという内容でございます。養殖餌料となる魚粉の供給は漁船漁業が担っているわけですから、今後とも漁船漁業、それから養殖漁業の双方が重要であるといった記述も考えております。

世界の生産構造に関してでございますが、自然環境及び社会経済的条件によりさまざまであるわけで、我が国などでは多様な零細漁業が存在し、地域を支える役割も果たしているといったような内容も記述をしていきたいと考えております。世界の食料需要が増大していく中で、資源を持続的かつ有効に利用していくことが重要だというふうに展開をしたいと考えております。

4ページをお願いいたします。

第2節、我が国の漁業をめぐる国際情勢でございます。

記述内容の例を御紹介したいと思いますが、遠洋漁業等をめぐる国際情勢に関しましては、200海里時代の到来及び公海漁業の管理強化によりまして、遠洋漁業は大きく縮小をしてきたわけでありまして、現在の遠洋漁業の中心はカツオ・マグロ漁業で、太平洋島しょ国EEZへの入漁が困難となりつつあるといったような内容について記述をしたいと考えております。

沖合漁業等をめぐる国際情勢に関してですが、ロシア、韓国、中国との間で政府間協定等に基づく相互入漁が実施されているといったこと、それから、近年では我が国EEZ近傍の公海水域における外国漁船の操業の急増が問題になってきている。我が国はサンマ、サバなどの資源についてTACによる資源管理を実施しているわけですが、一方で、

公海水域での外国漁船の操業が資源に与える影響を懸念しているといったことを記述していきたいと考えております。

沿岸漁業等をめぐる国際情勢に関しましては、太平洋クロマグロも広域に分布・回遊する資源でございまして、近年、その資源管理が国際的に注目を浴びているといったことを記述していきたいと考えております。我が国の漁業と世界との関係は、もはや遠洋漁業や一部海域における二国間関係にとどまらないわけで、地域漁業管理機関などの枠組みに基づく多国間での取り組みの重要性が増大しているといったことを記述していきたいと考えております。

5 ページをお願いいたします。

第3節、国際的な漁業の管理でございます。

記述内容の例といたしましては、そこに記載していますように、今日の世界的な海洋秩序の基礎をなすのは国連海洋法条約でございまして、漁業に関しても基本的な枠組みを提供しているわけでありまして。さらに、漁業に関しては、国連海洋法条約の実施協定として国連公海漁業協定が存在をするわけで、また一方で、IUU漁業問題に対処する仕組みの一つとして、FAO寄港国措置協定が本年発効したといったことを記述していきたいと考えております。

また、近年、海洋生態系や生物多様性等の保護の観点から、漁業に関する規制強化を求める動きが活発化しているわけですが、このような動きと水産資源の持続的利用を両立させていくことが重要であるということ、この取り組みは、最良の科学的情報を踏まえた上で、社会的・経済的影響にも配慮しながら推進することが必要であるといったことを記述していきたいと考えております。

国際的な漁業管理において主導的な役割を果たすのは地域漁業管理機関であるわけでございます。カツオ・マグロ類を管理するWCPFCなど、その他の魚類を管理するNPF Cなど、また鯨類を管理するIWCのそれぞれについて、近年の主要な議論の方向性、課題等を概説していきたいと考えております。

国際的な漁業に従事する主要国、また地域における保存管理措置の実施について記述をしていきたいと考えております。

6 ページをお願いいたします。

第4節、国際社会の中での持続的な漁業に向けて提言を示したいというところでございます。

記述内容の例といたしましては、国際的な漁業に関する規制等については、専門的な知見を有する地域漁業管理機関をベースとし、関係する全ての国・地域の参加のもとで実施することが重要であるということ、資源管理に当たっては、最良の科学的根拠に基づくことが重要であること、その際、社会・経済的な配慮により、関係漁業者等の理解・協力を得ることもまた不可欠であるといったような内容、地域漁業管理機関による保存管理措置の実効性を確保するためには、各国の自主性を尊重しつつも、漁業管理に関する開発途上国等のキャパシティビルディングを初めとする国際的な協力体制が重要であるといった内容を示していきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

第Ⅱ章、27年度以降の我が国水産の動向についてでございます。

序説として、新たな水産基本計画について記述をしたことに続きまして、第1節、水産資源及び漁場環境をめぐる動きに入ります。我が国周辺の資源の動向、資源管理のための取り組み、漁場環境等について記述をしていきたいと考えております。

具体的な内容はそこに書いてあるとおりでございますが、例えば我が国の資源管理制度というところについては、その資源管理制度として漁業権制度と漁業許可制度、あるいはTAC制度、また個別割当、IQですけれども、IQ方式による資源管理についての内容が含まれるようにしたいと考えております。また、漁場環境をめぐる動きの中には、内湾域等における漁場環境の改善という、前は各項目に散在していました内容をまとめた項目、あるいは海洋におけるプラスチックごみの問題のように、前はコラムとして記述した内容をこういう形で柱立てしているものが含まれているわけでございます。

8ページをお願いいたします。

第2節、我が国水産業をめぐる動きです。生産、経営、就業者、操業の安全確保、漁協、流通・加工、新たな技術の開発と導入について記述をしたいと考えております。

就業者をめぐる動向の中では、遠洋漁業における船員の確保といたしまして、マルシップと海技士資格者の問題をまとめて記述をしていこうと考えている項目、あるいは、女性の地位向上と活躍という、前は特集の中に入っていたものをここで記述しようとしている項目、それから、水産業における外国人技能実習制度は、前は海外漁業協力の中に入っていたものを特出しして記述しようとしているものがございます。それから、新たな技術の開発と導入は、前は漁業経営の動向の中に含まれていたものを新たに柱立てをしていきたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

第3節、我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きでございます。需給、消費、消費拡大、貿易、貿易をめぐる国際情勢について記述をしたいと考えております。

3つ目の丸、消費者への情報提供に向けた取組のところは、前回は第2節、我が国水産業をめぐる動きの最後に水産物の表示として入れていたところですが、今回はG Iの活用、それから原料原産地表示の動き、水産エコラベル認証の動きという形で記述をしていきたいと考えております。

それから、最後の水産物貿易をめぐる国際情勢でございますが、これは前回の水産業をめぐる国際情勢の中に入っていたものをここで柱立てをいたしまして、TPPの物品市場アクセス、あるいは漁業補助金、またWTOに関する記述を入れていきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。

第4節、安全で活力ある漁村づくりについてです。漁村の現状と役割、安全な漁村づくり、漁村の活性化に向けた取り組みについて記述をしていきたいと考えております。

第5節、東日本大震災からの復興に向けた動きでございます。被災地の復旧・復興の状況、原発事故の影響への対応などについて記述をしていきたいと考えております。

2つ目の項目でございますが、原発事故の影響への対応の中には、放射性物質モニタリングですとか、福島県沖での試験操業・販売の状況ですとか、諸外国の輸入規制への対応ですとか、こういった記述が含まれるようにしていきたいと考えております。

9月16日の企画部会でも御説明したことでございますが、28年度水産の動向、本日御説明した内容については、骨子に続いて2月中旬に1次案のテキスト、それから4月上旬に2次案のテキストを審議していただく一方で、28年度に講じた施策、29年度に講じようとする施策については、2月中旬に骨子案、それから4月上旬にテキスト案をそれぞれ審議、諮問をお願いしたいと考えております。そして、全体として5月中下旬に閣議決定、国会提出、公表を行う予定でございます。

どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして御審議いただきたいと思っております。御意見、御質問を受けたいと思っておりますが、従来どおり何人かの方に御発言いただいた後、まとめて事務局から御返答いただくという形で進めたいと思っております。質問についてはできる限りこ

の場で御回答いただきまして、御意見につきましては今後の事務局における検討の参考とさせていただきますこととしたいと思います。

では、御質問、ご意見ありましたらお願いします。

○高橋特別委員 ただいまの説明の8ページの漁業就業者をめぐる動向という中で、マルシップ漁船と、それから海技資格者の関係の発言、説明があったんですが、どのような記載するのか、具体的に教えていただきたい。

○馬場部会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、先に菅原特別委員、次に東村委員。

○菅原特別委員 菅原です。

僕も、8ページの漁業就業者をめぐる動向の点です。漁業就業者をめぐる動向で新規就業者というところで一くくりになっていますけれども、やはり漁業後継者、漁家子弟についてもしっかり位置づけをしていただくことをお願いしたいと思います。

また、漁村のリーダーや人材育成の観点からも青年部の活動は重要でありますので、実際に生産の担い手となり、各種事業を活用し実績を残している世代などの組織をもっと取り上げるべきだと思います。

○東村委員 東村でございます。1点質問、あとはコメントです。

1点目の質問は3ページですね。世界の漁業・養殖業生産構造の中の一番最後、「漁業の管理に当たっては、各地域の事情を踏まえることも重要」と書いてあるのですが、これ、多分国際的な地域という意味だと思うのですが、そうすると、何か東アジア地域というような受け取り方もできるので、何かもう少しわかりやすい言い方があれば。あればというのは、私がわからなかったという意味です。

3点のコメントを述べさせていただきます。ページの順に申し上げます。

5ページ目ですね。環境問題としての漁業の一番下、科学的な議論と云々、最良の科学的情報に基づいて対応することが重要。この科学的な情報の重要性、これをわかりやすく、かつ、きっちりと書いていただきたいと思います。普段漁業に深く接していない人でも、科学的なものがいかに重要かということを知るようにということですね。

次は6ページ目に移ります。記述内容（例）の丸の1番目ですね。「関係する全ての国・地域の参加の下で実施することが重要」、これ、一見するとごく当たり前で、かつ重要に思えるのですが、これを悪く使ってIWCが今のような機能不全に陥っていることを考えると、この「関係する全て」という言い方をそのまま使って良いのか、少し疑問に思

いました。

最後です。これは次の丸ですね。資源管理に当たっては、漁業者等の理解・協力を得ることも不可欠。これは、国際的な話の中で漁業者まで含んでいるというのは非常に良いことだと考えていますので、このあたりもしっかり記述していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○馬場部会長 では、あと一人、遠藤特別委員。それで一旦区切りたいと思います。

○遠藤特別委員 8ページの水産物の流通、加工の動向の中で、水産物卸売市場の役割と課題というテーマがございしますが、皆さん御存知のように、築地市場が豊洲に移転する。そうした中で、盛り土の問題やら何やら、安心・安全の問題が非常に騒がれておりまして、東京都の卸売市場に対する考え方といいますか、そういうものも非常に何かあやふやな感じでありまして、中には、豊洲には移転しないで今の築地を改装・改造して使うといったようなプロジェクトチームが誕生しているやに聞いております。

そこで、私ども流通に携わる者としては、52、53%と比重がだんだん少なくなってきているという現実もございしますが、やはり生鮮魚類における流通では、何といたしましてもまだまだ圧倒的な主流、卸売市場の役割、そういったものを占めているというふうに自負しております。その点をよく分解されてといいますか、特に中央と地方市場の役割、これは第9次卸売市場整備計画では拠点市場という言葉が使われてきましたが、第10次における卸売市場整備計画では拠点市場という言葉はなくなりまして、各市場ごとに経営戦略を立て直して、それぞれが個々に連携、もしくは再編、淘汰、そういったものを通じて頑張れというふうな、大分内容のニュアンスが変わってきております。しかしながら、我が福島県におきましては、ちょうど第9次から第10次に移るときに大震災が起きまして、いまだに4年度前の第9次整備計画の中の拠点市場という言葉が福島県は使っておりまして、非常に今、行政のほうも、これは白書に載せるべきか否かよくわかりませんが、行政に対して非常に戸惑いがあるのではないかとといったような現実もございしますので、白書においては非常に適切に位置づけていただきたいというふうに思います。

○馬場部会長 ここで一旦御回答をいただけますでしょうか。

○若狭特別委員 すみません。ちょっと質問が。

○馬場部会長 そうですか。後でいいですか。一旦ここで回答をいただいてから。

○漁政部長 高橋特別委員、菅原特別委員、東村委員、遠藤委員、貴重な御意見どうもありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、今度は第1次案という形で骨子か

ら発展させて具体的なテキストという形でお示しをし、審議いただく際、配慮をしたいと思っております。

幾つか御質問をいただきました。まず、高橋特別委員からの御質問でございますけれども、私が紹介させていただきましたのは、前回までも記述がありましたマルシップ、それから海技士資格者をまとめる形でここで柱立てをしたということでございます。マルシップについては、御案内のとおり、日本の船主が海外の法人または個人に用船に出す形で、外国人の乗組員については、その雇用関係をそちらの法人または個人との間で締結するという形、そして、その後、もう一度船主のほうに用船し戻すという形で外国人の乗組員を確保するというふうに使われているものです。これについて脱法行為であるとか、そういった認識は各方面でも一切ございませんで、合法的なものとして行われている手法だということ前提にした記述にしていきたいと思っておりますし、それから、海技士資格者については、これをしっかり確保していかなければならないのではないかとといった問題意識がある中で記述していきたいと思えます。

思いとしては、確かに水産の特殊性というものがあります。水産高校の出身者といえますか、輩出者、1,000人ぐらい年間いますけれども、その中で漁船の乗組員に資格を持って、あるいは資格を取得しようとしてなっていく人は100名ないし200名ぐらいしかいない中で、その倍ぐらいが商船のほうに行っているといったようなことだとか、そういったことを認識した上で、いかに水産の世界で海技士資格者というものを多く確保していくか、あるいは海技士資格を獲得するべくいろいろな形で支援をしていくかということが重要であると考えております。記述の基本的なベースとなる認識というのは、そういうことでございます。

それから、東村委員から御質問をいただいた点でございますけれども、各地域というのは御指摘のとおりでございます。生産構造が自然環境及び社会経済的条件によってさまざまであるというのは、世界を見渡したときに、日本以外の国と、例えば日本の中でも違いはあると思えますけれども、随分状況が違うという前提に立っているものでございます。例えばノルウェーですとかアイスランドですとか、そういった国での状況と対照させる形がとれればと思えますけれども、我が国においては一般的に、そこに書いてありますように零細漁業が多様な形で存在していて、それはそれで地域を支える役割を担っている。これは8月の企画部会で御審議をいただいた基本計画策定に向けた議論で、白書とは直接関係ないんですけれども、競争力ある漁業経営体の育成の推進に当たって、一方で地域政策

として進めていかなければいけない政策もあるという話をさせていただいたと思います。多様な零細漁業が存在して地域を支える役割を担っているというのが、少なくとも日本の中にある一部の漁業の実態であるといったことを念頭に置いて、白書の方でも進めていきたいと考えております。

それから、遠藤特別委員から御指摘のあったことをございますけれども、御意見として承りたいと思っております。卸売市場の役割と課題について、あるいはその重要性について適切な記述をといますか、位置づけをとということであったと思います。52%という数字が御紹介されましたけれども、これは恐らく全体の流通の中で消費地卸売市場を経由している割合ということで御紹介されたんじゃないかと思えます。私どもも10月の企画部会で消費・流通・加工・輸出をテーマに資料を用意いたしまして御説明をさせていただきましたけれども、その流通のテーマの中の資料として用意させていただいております。

他方で、消費地卸売市場はそういう状況でございますが、産地卸売市場、なかなか正確な数字が出てこないのですけれども、国内で生産されるといいますか、日本漁船が漁獲をしている、あるいは国内で養殖されている水産物の大体8割ないし9割ぐらいは産地卸売市場を経由していると見られています。あるいはそういう数字をはじいております。私ども、消費地卸売市場に限らず、産地卸売市場の位置づけという意味では、極めてこれは重要な役割を担っていると考えております。日本全国津々浦々ある漁港で日々水揚げされる水産物は腐りやすいわけで、それが短時間のうちに消費者、あるいはユーザーにどっと行き渡るという機能を、やはり卸売市場は果たしていると考えております。そういったことも念頭に置きながら、白書のほうの記述もしていきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○馬場部会長 では、若狭特別委員、お願いします。

○若狭特別委員 まず質問です。先日、先週ですけれども、この会議の予定が決まってからそれほど時間がたっていない短い間ですけれども、私のほうから馬場部会長宛てに、次期水産基本計画において日本所有の遠洋漁業漁船の船籍にかかわるサスペンド制度導入を水産政策の一環として位置づけていただきたいと、その提言を事務局宛てに提出しております。皆さん、何か御存知ないようですので、今回の企画部会の方で、その他にも含めてテーマにしたいというふうに考えて、そのほうがよろしいということでしょうか。

○企画課長 では、事務局からお答えさせていただきますが、その部分につきましては、今回のテーマと内容が合致していないものですから、改めてどこの部分で取り上げさせて

いただくかというのは検討させていただきます。御意見につきましては、10月の部会の議事録についてはまだ公表しておりませんので、その部会の後でいただいた御意見として公表させていただくとともに、いただいた御意見については、基本計画の検討の中身として承るということで整理させていただきます。

また、今は白書の議論となっておりますので、そのところは改めて、今後の整理についてはまた後ほど。

○若狭特別委員 すみません。私自身が途中から委員にさせていただいて、全体的な会議の流れを必ずしも100%把握しているわけではなく、ちょっと場違い的な質問になり申し訳ございません。今後もよろしく願いいたします。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、関特別委員、あと大森委員、お願いします。

○関特別委員 関です。2点ほどあります。

1つは3ページの記述内容の4番目の丸のところで「我が国等では多様な零細漁業が存在し、地域を支える役割も」という記述があります。その後の文章を読むと、別に零細漁業というのを否定をしているわけではないようには読み取れはするのですが、何か零細という言葉が私は個人的には非常に気になって、例えば「多様で小規模な」とか、そういう記述のほうが良いのかなと思います。零細というのがいつもちょっと引っかかっていますというのが1つ。

もう一つは、これはちょっと環境の意味がまた違うような気もするのですが、例えば漁船のCO₂の排出量の問題みたいなものは、この中で取り上げる予定があるのかなのかというところをお聞きしたいと思います。

○大森委員 4ページの沿岸漁業等をめぐる国際情勢、下から2つ目の丸ですけれども、ここで太平洋クロマグロのことが記述されておりますが、前から私のほうでもお話しさせていただいているとおり、カツオについてもまさに同じことが言える。南方域での大量な漁獲というものが影響しているということを、ぜひ記述をしていただきたいと思います。

それから、7ページの上から2つ目の我が国の資源管理のところのIQ方式の資源管理ですけれども、午前中の資源管理分科会でも、このIQ方式についての記述がございました。全体の中で、この資源管理制度の中でTACなりIQ、こういうふうにしてしまうと、IQがどういう状況において適しているというか、そのところがどうもぼけてしまうのかなということがあります。やはり沖合で単一魚種を専門的に漁獲するようなものはIQ

に適しているような位置づけをしながら表現をしていただくということが必要になってきているのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○馬場部会長 東村委員。

○東村委員 東村です。たびたび恐れ入ります。

今の大森委員のIQに関して一言だけですが、この並びでもし言うのならば、7ページのIQに関する記述は、漁業権、TAC、IQの並びではなくて、漁業権、TAC、TACの中のIQだと私は思うんですけども、そう解釈するんですけどもというコメントです。

以上です。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

先に東村委員からも御指摘があった、「環境問題としての漁業」というところに私も一言申し上げます。昨今の国際会議では、こちらは水産庁から出席していても、他国は環境省が出てくるというような会議が多くなっているようにお見受けします。そうした中で日本の立場を主張する際に、こちらは水産の立場で発言いたしますが、相手の国々は水産業の視点ではなく環境問題の視点で論理を組み立て発言するケースが多くなっています。このような厳しい状況の中で日本の立場をしっかりと主張するためには、国内で環境省や関連省庁とよく話し合っただけで文章の骨子を組み立てていただき、戦い得る原案で進めていただきたいと思います。また、一般消費者の中でも「持続的漁業のありよう」について関心を持つ人たちが注目するところだと思いますので、科学的な知見、そして日本の社会的な情勢と経済的な状況を踏まえた原稿を期待いたします。よろしく願いいたします。

○馬場部会長 細川委員、お願いします。その後、回答をお願いします。

○細川委員 細川と申します。

個人的な要望になるのかもしれませんが、第2節の最後の水産物の流通加工の動向というところと、第3節の消費・需給をめぐる動きというところがございます。私がやっている仕事の中で言うと、生産、物流、消費という順番で物事が流れるようなので、出来れば、この水産物の流通・加工の動向というのは第3節に書かれた方がわかりやすいのではないかなという気がするのですが、一応私のアイデアでございます。

以上です。

○馬場部会長　ここで御回答いただけますでしょうか。

○漁政部長　関特別委員、大森委員、それから東村委員、佐藤委員、細川委員から御意見、御質問を頂戴いたしました。いただきました御意見は踏まえたいと思っております。

幾つか質問にお答えするなりコメントをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、単純な御質問に対する答えを。単純というのは答えが単純でございますけれども、関特別委員からいただきました漁船のCO₂の排出の問題については、今日骨子という形で御紹介いたしましたとおり、記載をすることを考えておりません。

それから、大森委員からいただきましたIQについての記述の位置づけについてでございますけれども、TAC制度について記述をした上でIQ制度について、どういう魚種についてIQが行われているのかということを書いていくというやり方は、前回の白書でも行ってきたものですし、状況が変わっているんじゃないかという御指摘もありましたけれども、私どもの認識といたしましては、記述の仕方といたしますか、構造を変えるほどの状況の変化ではないと思っております。

同様に東村委員の方から、むしろ並び立つものではなくて、IQはTACの中ではないかというお話がありましたけれども、それはおっしゃるとおりでございます。ただ、この骨子では羅列するような形で書いてあるということでございまして、御指摘はそのとおりでございますので、TACの中のIQという形で記述をしていくということでございます。

それから、佐藤委員からいただきました御意見といたしますかコメントでございますけれども、役所といたしますか、各省といたしますか、行政機関の担当、あるいはやっていることというのは、同じような名称の役所であっても国によって違うというのはある意味当然のことでございます。水産庁がやっていることを、ある国では環境省がやっているというようなことはよくある話でございます。その例でいきますと、むしろ水産庁の守備範囲は、その国の守備範囲よりも広いということが言えるわけで、そういった自負と言うとあれですけれども、前提を持って我々は取り組んでいるということを白書の中ににじみ出てくるような形でできればと思っております。

○企画課長　それから、細川委員の御意見でございますが、整理論の話ではあるのですが、我が国の水産業をめぐる動きとして全体をまとめさせていただいて、流通・加工も含めて一体として、この第2節で扱わせていただこうと考えております。水産物の消費・需給につきましては、別の大きな項目として取り扱わせていただくというのが現在の方針でございます。

○馬場部会長 まだあろうかと思えますけれども、そろそろ次の議題に移りたいと思いますので、もし御意見等がありましたら事務局にメール等でお寄せください。

私からも最後1点だけ、3ページについて関特別委員も指摘されていましたが、零細というのは、やはりそれ自体に一定のイメージを伴っているというのがよく学会でもある議論ですので、これは水産庁にお任せしますけれども御検討願いたいということと、小規模と申しますか、日本の漁業の小規模性というのは、単に漁家だからということではなくて、ノルウェーやアイスランドとの違いは資源の分布なのですよね。自然条件が、要するに沿岸の小さな細々した資源をいわば拾っているということなので、そこに大きな漁業はあり得ないものですから、そういうことをぜひ、今までの白書でも、80%の漁獲量を占めるのに何十種類というのをずっと出してきましたので、そこをもう少しわかりやすく解説していただければ一般の社会からの誤解がないのかなと思います。単に漁家として小規模を狙っているわけではなくて、資源がそういうものだということです。

○漁政部長 馬場部会長、どうもありがとうございました。

○馬場部会長 では、長丁場なので、ここで一度休憩とします。35分から再開します。

(休 憩)

○馬場部会長 では、時間になりましたので再開いたします。

ここからは水産基本計画見直しについての審議となります。

では、議題(2)の漁業地域の活性化から(4)東日本大震災からの復興までですけれども、まとめて(2)から(4)まで説明いただきます。

○防災漁村課長 それでは、防災漁村課、坂本でございます。浜プランについてまず御説明申し上げます。資料の2を御覧ください。

まず2ページ目ですが、取り組みの現状です。まず、人口減少等によって地方の活力低下が懸念される中、漁業地域の活性化が重要である。2つ目として、浜ごとの特性を生かしながら漁業所得の向上を目指す浜プラン策定を平成25年度から実施しております。このプランでは、漁業所得を5年間で10%以上向上させる目標を設定しているところです。3つ目ですが、本年度末までに全国650地区での策定を目指しております。現在、9月末ですが、574地区が策定をさせていただいているところです。

次、3ページをおめぐりいただきますと、具体的な浜プランにつきまして列挙させてい

ただいております。

地方創生に貢献するというので、まず1つ目が輸出でございますが、北海道の根室の地区、そしてオホーツク海の雄武の地区につきましては、サンマをアジア向け、これは根室でございますが、雄武についてはホタテをEU向けに輸出しようということで、さまざまな商談会や宣伝活動を活用しながら、サンマをアジア圏、ベトナムとかタイとか、そういったところへ輸出を促進していこうというものです。また、EU向けのHACCP認定施設を雄武のほうでは整備いたしまして、冷凍ホタテをEU向けに出荷していきたいというふうに考えておられます。

次、右に参りまして漁観の連携でございます。漁業と観光の連携ということで、三重県の鳥羽地区が例として挙がっております。鳥羽のおいしい朝食プロジェクトと海女文化の発信ということで、市とか漁協、そして観光協会、この三者で漁観連携を推進しておられるということで、宿泊客に対しまして朝食に必ず地物の魚を提供するというような取り組みも行ってございます。また、積極的に集客をするために、「じゃらんnet」などに特集ページを掲載してアピールをしている。また、観光客の増加を目指しまして海女文化のユネスコ無形文化財遺産登録も目指しておられるということで、意欲的に取り組んでおられます。

その右が地域ブランドということで、長崎県の上五島のプランでございます。五島の旬を届けたいということで、本土への輸送コストが、やはり離島ということでかさむということもありまして、それをはね返すための高鮮度化に取り組むとともに、価格の向上を目指していく。また、自分たちの特産品をそれぞれの消費者にお届けしようということで、魚種とか時期とか、そして取り扱い方法を丁寧に取扱いおうということで、そういった商品「五島箱入娘」として打ち出しているところなんです。

左下でございますが、マーケットインということで、小田原の浜プランでございます。消費者ニーズを踏まえた加工品ということで、首都圏に近いということもありまして、漁協と小田原市が連携しまして働くママや高齢者に手軽においしく食べられる加工品を提供していこうということで、それによって小田原ブランドを広めるというような取り組みをなさっております。

下の真ん中、インバウンドということで、大分県の別府地区。非常に外国からの留学生の方が多いということでございますが、そういった特徴を遺憾なく活用しながら、漁協と市の観光協会が連携して外国人客の増加を目指すために、外国表記の案内板とか地元水

製品の紹介などに取り組んでおられるということでございます。

最後、下の右側ですが、取引の拡大ということで、兵庫県の但馬と、それから島根県の大田の浜プランでございます。量販店・外食チェーンと連携ということで、大手量販店との取引を拡大しておられる。また、大手外食チェーンと共同でニギスなどの低価格魚の加工品を開発して、チェーン店のほうに提供しているというところなんです。

次、お聞きいただきますと4ページです。先ほどは個々の浜プランですが、今度は広域の浜プランということで取り組みの現状でございます。

国内の水産業の競争力強化を目指すため、広域浜プランを平成27年度より推進をしているところです。中核的担い手の育成等にもここの中で取り組んでいただくということになっております。平成29年度末、来年度末で150地区の策定を目指しておりまして、現在、9月末でございますが、78地区で策定をさせていただいているというところでございます。

次、5ページをめくっていただきますと、広域浜プランの例で1つ、大阪府の泉州地区の例を出させていただきます。

漁業種類としては船びきとかまき網などを行っておられて、主要な魚種としてシラス、サワラ、イワシ、スズキなどを漁獲しておられる。そして、共通課題のところを見ていただきますと3つ挙げております。1つが泉州地区の10の漁協があるのですけれども、いずれも小規模な漁協であるということ。2つ目で、こういったこともあって、仲買人との取引は従来は相対が主流を占めていた。ただ、近隣に目を移すと、和歌山とか兵庫とか、競りによって取引をしているところがある。そういったところと比べて常に安値であったということがある。3つ目といたしまして、実は、この泉州地区、関西空港、海上の空港ですが、そこから30分と非常に立地条件がいいということもありまして、他県への出荷と新たな販路の開拓に取り組んでいきたいということで、大阪の泉州10漁協が連携をした。そして、3つの取り組みをなさっておられます。

まず、相対から競りの取引に転換をしていくということで、岸和田の地蔵浜というところに、この10漁協が共同競り場を整備なされた。そして、ここに10漁協連携・協力しながら、漁獲物、例えばシラスなどを集荷して競りを開始したということで、平成26年のシラス単価が25年以前に比べて1.8倍に上昇されている。ただ、これは単に競りで上昇したというものではなくて、これをきっかけに鮮度管理を非常に徹底して行っておられたということで、魚の持ちが非常に良くなった、もしくは見た目もすごく素晴らしいものが出るようになったということで、相乗効果で1.8倍の値がついておられる。

それから、泉州プレミアムを打ち出していこうということで、統一ブランドの立ち上げに向けて、この10漁協さんは基準づくりに着手をされておられる。また、高鮮度を強調するため、「朝穫れ」ということで当日に販売するというのも頑張って取り組んでいかれておられるということです。

そういったことが結びつくのが3つ目の販路拡大です。東京とか福岡、これはこれからの計画もあるのでありますが、東京、福岡へ「朝穫れ」生シラスを出荷しておられる、もしくは出荷していきたいと。それから、2つ目で大手の回転ずし、居酒屋チェーンさんに生シラス、そして瀬戸内海、大阪湾のサワラを販売しておられる。3つ目で、府の給食センターへ地場のシラスを提供なさっておられるということで、小学生の児童さんたちに、チリメンモンスターとして、シラスの中にイカとかエビ、小さいものがまじっておりますけれども、こういったものを一生懸命探していただいて、その上位校を船に乗ったり、またその他の体験漁業に招待をして喜んでいただいている。それから、地元の道の駅、何かこれはこれからできるんだそうですけれども、これと連携しながら海のマルシェを展開していきたいという希望もお持ちでいらっしゃる。また、関西空港が非常に近いということで、トランジット客、外国のお客さんも含めまして、そういったお客さんがトランジットの間、バスツアーなどで例えば漁協直営の加工場などを見学に来ていただければというようなアイデアも出しておられる。

そして、6ページでございますけれども、そのような取りまとめといたしまして、浜プラン並びに広域浜プランの方向性でございます。

まず1つ目は、浜プランにつきましては、多くの地区が取り組みの本格的実施段階であるということ。そして、各浜に対して取り組みのレビュー、もしくは見直しを行っていただきながら、例えば学校給食とか観光とか、そういった新たな取り組みの追加についても、地域でそれが適当であるとお考えならば検討していただきたい。また、そういったことを我々としても促していきたい。

2つ目ですけれども、平成30年度末までに浜プランについては終期を迎えます。第1期目のプランにおける効果・成果、もしくは問題点を検証した上で、2期目以降につなげていただきたいということで、漁業所得の向上という課題は1期だけではなくて、今後長く続いていくものだと思っておりますので、2期、3期と取り組んでいただければと。

そして、最後でございます。3つ目は、広域浜プランにつきましても多くの地区が平成32年度末に終期を迎えるとなっております。これについても同じように成果なり効果、そ

して問題点を検証していただきながら、引き続き水産業の競争力強化に取り組んでいていただければというふうに考えております。

○計画課長 続きまして、多面的機能の発揮について御説明させていただきます。計画課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料の8ページを御覧いただければと思います。

御案内のとおり、水産業・漁村、これは、国民への水産物の安定供給機能に加えまして、藻場・干潟の保全などの自然環境を保全する機能、また海難救助等の国民の生命財産を保全する機能、こういった多面的機能を有しているところでございます。これは水産基本法におきましても、右下に条文を掲げておりますが、国は、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、必要な施策を講ずると規定されてございます。

しかし、一方で、こうした多面的機能、これは漁村に人々が生活され、また水産業が健全に営まれることによって発揮されるものでございますが、近年の漁村人口の減少、あるいは高齢化、こういったものによりまして、その健全な発揮に支障を来すことが懸念されているところでございます。多面的機能の内容及び漁村の高齢化等のデータはお示ししているとおりでございます。

次のページをお願いします。

このような状況の中で、水産庁としましては、平成25年度から漁業者等が中心になって行われる多面的機能発揮のための地域活動、こういったものを支援する事業を実施してございます。また、今年度から、一昨年、行政公開レビューを受けましていろいろな御指摘をいただきました。そういったことも踏まえて新たに第2期対策を実施しているところでございます。具体的には、写真にございますように藻場・干潟の保全、あるいはサンゴの保全などの水域の保全活動、あるいは干潟の保全、内水面の生態系の維持などの水辺の保全活動、さらには国境の監視、あるいは海難救助といった海の安全確保に係る事業、こういったものを対応しております。

事業の仕組みは一番下にご覧いただけますように、水産庁から地元地域協議会、これは都道府県等、地方公共団体が中心になって設定していただきまして、具体的に活動していただくのは右にございますような漁業者が中心になって、地域住民の方も参加していただきながら、個々詳細にわたった活動をしていただくものでございます。

次のページをお願いします。具体的な事例を2点御説明、御案内させていただきたいと

思います。

まず1点目は、大分県佐伯市名護屋地区の藻場保全活動でございます。御当地は、長年藻場の減少に悩んでおりましたが、地元では、中段に書いてございますように、地元の潜水漁業者、あるいは漁協、それから地元の小学校、こういった方に入っていたいただいた活動組織を設置しまして、中段の藻場の設置の活動、あるいは徹底的なウニの除去活動、特に母藻の設置については地元の小学生の方にも参画していただく取り組みを開始したところ、藻場の面積が回復する一方、地域に漁業活動の関心も高まると、そういった成果が出てきてございます。

次のページをお願いします。

2例目は三重県の赤須賀地区の事例でございます。これは木曾三川の下流の場所ですが、当時、干潟の埋め立て等によりましてハマグリが大幅に減ってございました。こういう中で他の事業により人工干潟が整備されたというところを契機に、ここは漁業者さんと漁協さんが中心になっておりますが、地元で活動組織を設置しましてハマグリ稚貝の放流、ここには地元の小学校の方に入らせていただきましたり、河川の中流に植樹活動をしたり、浮遊物、堆積物の除去、こういったものをやっております。この結果、ハマグリが増加の傾向に転じるとともに、地域においては右のところに書いていますように22校の小学校が社会見学に訪れる、あるいは62名の方が植樹活動をされるということで、漁業者、特に小学校の生徒さんを交えて地域の活動に発展しているいい事例でございます。

次のページをお願いします。

このように、多面的機能発揮対策事業、平成25年をスタートとして始めたわけですが、申し上げましたような藻場・干潟の保全、内水面の生態系の保全、あるいは海難救助活動等、全国に800以上の活動組織が設置されまして一定の成果を着々と上げてきているところでございます。

ただ、一方で、より効率的・効果的な取り組みを推進していくということが必要な中で、先ほど申し上げました、一昨年行政事業レビューを受けまして、成果が一つは見えにくいのではないかと、あるいは、より活動の効果、個々の活動の効率性を上げていくべきではないかと、さらに、いい活動が多いものですから、これをもっと横展開を図るべきではないかと、こういった指摘がなされまして、これに対応していく必要があると考えております。

最後に13ページを御覧いただければと思いますが、そういったものを踏まえまして、この環境生態系保全、あるいは国民の生命・財産の保全、あるいは教育・学習の場の提供、

こういった多面的機能が将来にわたって発揮されることが大事だということで、一層の国民の理解を得ながら、さらに国、地方公共団体がより密接に連携しつつ、個々の事業の効果を上げていくということが今後大事ではないかということで、現在第2期対策が始まったところですが、この中段の図に示していますように、個々の事業においてP D C Aをしっかりと回して効果を確認する作業、あるいは、個々の成果についてはホームページ等に掲げましてきっちりP Rするとともに、環境教育活動を一体的に行いまして、個々の成果、学習効果を上げていくということ。最後に、国だけではなくて地方公共団体にもいろいろな面で応援していただきながら、地域地域にいろいろな御事情がありますので、そういったものを適切に踏まえた取り組みをきちんとやっていくということになろうかと思えます。

そういったことを踏まえまして対応方向を整理しておりますが、まずは、繰り返しになりますが、個々の活動についてP D C Aサイクルのもとで活動をしっかりと評価・改善していく。それから2点目は、活動のP R、活動とあわせた教育・学習活動の取り組み、こういったものを通じて、一層の国民理解の増進と横展開を図っていくということ。最後、3点目でございますが、やはり個々の活動はいい活動でございますので、まずは活動組織を今後とも拡大を図っていく必要があるということを感じております。そういうことで、拡大を図りながら地域の実情を踏まえた、きめ細かな効率的・効果的な対策を支援していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

多面的事業については以上でございます。

それから、続きまして、漁港等の総合的整備について御説明させていただきます。

資料は15ページからになります。

御案内のとおり、漁港漁場整備につきましては、漁港漁場整備法がございまして、これに基づいて水産基本計画と同様、長期計画を策定し、計画的に事業を進めるということになっております。現在、水産基本計画の改定、この場でございますが、これと並行して検討しているところでありまして、その考え方について御説明させていただきたいと思えます。

現在、漁港漁場整備の総合的整備の関係で重要と考えているテーマが4点ございます。まず1点目が水産物の競争力強化と輸出の促進の関係でございます。その中で、まず1点目は競争力強化の関係でございますけれども、全国的に厳しい漁業経営状況、これらの図に示しておりますが、また、輸入水産物等に対して我が国水産物の競争力強化を図る必要があります。このため、水産物の品質、付加価値の向上、あるいは集出荷体制の効率化に

よるコストの縮減、あるいは産地の価格形成能力の強化、こういったことを図っていく必要があるのではないかと考えております。このため、先ほど御説明のありました広域浜プラン、こういったものと連携しながら産地市場や荷さばき所等の再編・集約を踏まえ、漁港においては生産・流通機能を強化するとともに、水産物の高付加価値化やブランド化等のソフト対策と連携しながら対応していく必要があるのではないかと考えております。

図の下は、輸入水産物が引き続き多いというデータ、それから中段は、先ほどの広域浜プランのイメージ図でございます。

こういったものを踏まえますと、今後の対応方向でございますが、まずは水産物生産・流通機能、これを強化する必要があるのではないかとということでございます。具体的には、広域浜プラン等と連携しながら、これは繰り返しになりますが、産地市場といったものの再編・集約、あるいは共同利用施設の再編、さらにはソフト対策が中心になりますが、付加価値の向上対策との連携、さらには養殖等生産流通拠点漁港の整備、また、漁港については全国で3,000漁港ありますので、やはり役割分担や機能の再編・集約を明確化しながら整備の重点化を図っていく必要があると考えております。

続きまして、16ページをお願いします。

同じテーマでございますが、輸出の促進の関係でございます。これは先ほど来データがございましたが、世界的に水産物需要が増加している中でT P P協定の署名がなされたということで、今後、輸出促進に期待が持てるところでございます。こういう中で、政府としましては、2019年度までに水産物輸出を2012年度ベースで3,500億円まで倍増させるという目標を立てておるわけですが、これに対応するためには、陸揚げの拠点となる漁港においても輸出先国のニーズ、あるいは衛生管理など輸出条件に合わせた生産・流通体制の構築が必要ではないかと考えているところでございます。

図は、世界の1人当たりの食用魚介類の供給量の推移、かなり増えているということを示してございます。それから、下の図は輸出水産物の増加を示すデータ、中段は、それに対して漁港における衛生管理対策のイメージ、最後は、昨今輸出機会が多い水産物をお示ししております。

こういう中で当面の対応方向ですが、まずは輸出促進に向けた生産から流通に至る一貫した衛生管理体制、これを構築する必要があるのではないかと考えておまして、漁港においては、輸出ポテンシャルの高い漁港における衛生管理対策、それから、背後の荷さばき所、冷凍冷蔵庫、共同利用施設、さらには民間加工場などとの連携、さらには、H A C

CPを推進していくためにはいろいろな技術ノウハウ等が必要になりますので、そういったソフト対策との連携を踏まえながら対応していきます。一方、漁場等においては、海外ニーズ、ポテンシャルの高い魚種、こういったものを生産する漁港、あるいは漁場の整備を推進していく必要があるのではないかと考えております。

次に、17ページでございますが、海域の生産力の向上、沿岸の関係でございます。

まず、御案内のとおり、藻場・干潟、あるいはサンゴ、これらは非常に水産生物にとって重要なのですが、これが近年減少しています。特に昨今、海水温の上昇がかなり懸念されておりまして、藻場の種の構成や現存量の変化、あるいは水産生物そのものが北上するようなことが見受けられております。このような中で、海洋環境の変化に的確に対応した環境整備が重要ではないかと考えております。図は、藻場・干潟の減少、海水温上昇による漁場環境の変化等を示しております。

こういう中で、海域環境整備の方向としましては、まずは広域的な漁場環境の衰退要因、変化の要因、これをきちんととらまえ、その中でハード・ソフト一体、あるいは必要な技術開発をやっていく必要があると考えております。さらに、特に気候変動による影響については、まだまだノウハウが少ないので、こういったものについてはきちんと調査をしながら状況を把握し、必要な対策を講じていくということが必要になるのではないかと考えております。

続きまして18ページでございますが、今度は沖合の方です。沖合につきましても引き続き資源が厳しい状況でございますが、こういう中で漁場の整備の観点からは、排他的経済水域におきまして平成19年度からTAC、TAE魚種を対象に直轄事業でフロンティア漁場整備というものを実施しております。実施箇所が左の下に現在3カ所あるわけですが、これら、まだ若い事業でございますが、中段にございますように、かなり効果が上がってきております。

こういったことを踏まえまして、今後の漁場整備の方向としましては、右にありますように、まずはきちんと効果を把握・検証しながら、整備の対象が大水深になりますので、必要な技術開発、さらにはその他いろいろな対象となる魚種、こういったものを調査研究しながら可能性を広げていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、19ページを御覧いただければと思います。

3つ目の大きな課題、大規模自然災害に備えた対応力強化の関係でございますが、まず防災・減災の関係です。平成23年、東日本大震災が発生しました。これをきっちり踏まえ

まして今後の対応を講じていく必要があるということです。そういう中で、現在南海トラフ等、逼迫する地震・津波、さらには昨今、台風、低気圧が激甚化しておりますので、こういったことを踏まえて、まずは安全な漁業地域づくり、もう一つは、仮に被害を受けても速やかに漁業が回復すると、そういった対策が必要ではないかと考えております。

図は、東日本大震災による被害、中央防災会議から示されている津波・地震等の逼迫性、それから水産庁調査による孤立する可能性のある漁村の割合などを示しております。

こういったものを踏まえますと、今後の対応としては、まずは東日本大震災の復旧・復興、これをしっかりなし遂げるということ、それから2点目は、漁業地域の安全対策、これをしっかりやるということ、3点目は、仮に被災を受けても水産業が早期に回復できるように、地震・津波対策に加えてBCPの策定、あるいは地域での防災協定の締結、こういったソフト対策をしっかりと進めていく必要があるのではないかと考えております。

20ページをお願いします。

最後に、4つ目の柱でございますが、漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出でございます。

御案内のとおり、漁業地域は、地理的条件もありまして非常に地形上厳しい、また生活環境が立ち遅れているということがございます。そういう中で、昨今の水産業の不振もありまして漁業地域の活力が低下しているということで、今後、生活環境の改善と併せまして、地域の担い手として若者に加え、高齢者や女性の活躍を支援するための漁労作業の軽労化や安全性の向上、あるいは就労環境の改善が必要ではないかと考えております。図は、そういったものをお示ししております。

このため、当面の対応の方向でございますが、一つは安全で住みよい漁村づくりの整備、2点目は高齢者や女性の方の活躍を支える漁村づくり。最近特に言われるのが、高齢化が進むために漁港に近い漁場が欲しいとか、一番下に書いていますように、漁港の水域を増養殖等へ有効活用して水産活動を支援しようという取り組みを今後進めていく必要があるのではないかと考えています。

さらに、21ページですが、漁村の賑わいの創出の関係でございます。

水産業だけで自立できるような漁村であればいいのですが、なかなかそういうわけにはいかないということでございます。そういう場合、地域にあるさまざまな地域資源、これを活用して都市漁村交流の促進、あるいは水産業の6次産業化、こういったものを進めて漁村の賑わいを回復させる必要があるのではないかと考えております。

2つ目の写真は、当企画部会でも視察いただきました石川県の富来漁港ですが、これは漁港用地を有効活用して漁業者による回転寿司屋を設置しております。こういった漁港の有効活用を今後進めていきたいと考えております。

こういう中で対応の方向ですが、右に示していますように、まずは浜プランと連携しながら水産業の6次産業化、都市漁村交流、こういったものを進めていく必要があるのではないか、それから、今お話ししました漁港ストックを最大限活用していくということ、あるいは、漁港にはいろいろな再生可能エネルギーがありますので、こういったものを活用しながら、コスト削減を図りながら地域の活性化に対応していくと、そういうことが必要ではないかと考えております。

最後になります。22ページですが、老朽化対策、長寿命化対策の関係でございます。

水産物の安定供給をしていくためには、現在ある漁港施設、これを将来にわたって機能させる必要があるわけですが、左の図にございますように、現状で既にもう10%、10年後に30%、20年後にはもう半分の施設が耐用年数を迎える危機的な状況になっています。こういうことを踏まえながら、長期的視野に立って計画的に維持管理・更新を図っていく必要があるのではないかと考えております。

具体的には、この図の中段下でございますが、必要な施設について診断をし、危険性を確認しながらやっていくということで、現在、重要な流通拠点漁港についてチェック、診断したところ、もう既に2割の施設が危機的な状況にあるということが判り、その対応が急がれているところでございます。

こういうことから、当面の対応方向ですが、老朽化の進行した施設の緊急対策、これをまずは行いつつ、ライフサイクルコストの削減を図りつつ長期的な視点で対応すること、さらには、多くの施設がございますので、管理の高度化という観点から、電子化等による効率的な管理技術の開発、こういったことを進めていく必要があるのではないかと考えております。

ちょっと時間が短かったもので早口になって申しわけありませんでした。以上でございます。

○企画課長 御説明が長くなり申しわけございませんが、引き続き資料3で漁船漁業の安全対策の強化について説明させていただきます。

漁船漁業の安全対策については大きく2つの項目がございます。漁船事故に対する対応と、あと漁船上の事故についての対応でございます。

まず漁船事故についての対応から御説明いたします。ページを進めていただきまして1ページ目でございます。

漁船の事故隻数につきましては、全船舶事故隻数の大体約3割を占めている現状でございます。

またページを進めていただきまして、2ページ目でございます。

漁船事故を事故種類別で見ると、その真ん中の段の左端でございますが、衝突事故が全体の約3割を占めて大きな位置を占めております。このうち、見張り不十分など人為的要因によるものが9割以上を占めているという現状になっております。このような人為的要因、見張り不十分とか操船不適切、居眠り運転とか、こういうヒューマンエラーにつきましては、なかなかそれを防止するという策はないところでございますが、AISという、上の箱の左下のところに説明が書いてありますが、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム、これは船舶同士がお互いにこの信号をキャッチし合って衝突を避けるため警報が鳴るといったものでございますが、こういったものを設置することによって、このような人為的な要因の事故を回避することができるのではないかとこのところ、特に大きな船舶等については、既に搭載が義務化されているところでございますが、漁船全体で見ますと、右の資料にございますとおり1.6%程度。普及率がこういう低い程度にとどまっているといったところでございます。

このような現状を踏まえ、今後の方向性といたしまして、関係省庁と連携してAISの普及促進のための周知啓発活動を実施するとともに、低利融資制度等も活用いただいて利用促進を図ってまいりたいと考えております。さらに、この実際のAIS搭載船と搭載していない船との事故率というものも計測いたしまして、その有意差があるかどうかというものを検証してまいりたいと考えております。AIS搭載義務の拡大につきましては、国土交通省において現在検討中でありまして、この結論を踏まえまして漁業者に周知・指導を引き続き行ってまいりたいと考えております。

またページを進めていただきまして、3ページ目でございます。

先ほどは漁船一般についてのリスクでございましたが、事故の性格に着目いたしまして、そういう事故固有のリスクについて、技術によって対応可能なものを挙げております。

漁船事故のうち、揚網作業中の魚群の移動に起因する転覆事故というものが、これは左下にございますが、平成26年12月に発生し人の方が死亡し、1人が行方不明という大きな事故があったわけです。これは揚網作業中にサバの魚群が一斉降下を行って、海水が甲板

中に打ち込んで滞留するなどの傾斜外力が働き、要は、海中にサバに引っ張り込まれたみたいなき感じになっているのですが、こういう転覆事故が生じております。このような事故はこれだけではなくて、これまでもたびたび起きているということで、こういうものについても安全対策技術というものを確立することによって防止していきたいと考えております。

これは右側に実証試験と書いておりますけれども、船舶特有の構造や操業状況、航行状況等に起因する事故への対策として、転覆防止技術の実証を行う予定です。具体的には、例えば、網の圧力が上昇した場合に警報が鳴ったりとか、あるいは、いっそのこと、ある一定以上の圧力に上昇した場合には、もう網を切ってしまうというような、そういう技術の開発と、実証を今後、行いたいと考えているところでございます。

今後の方向性といったしましては、このような実証試験等を支援し、事故防止に向けて技術面からのサポートを図ってまいりたいと考えております。

また、進めていただきまして4ページ目でございます。

このほか、天候急変等を原因とした漁船事故というのも昨今出てきているところでございます。平成27年9月の長崎県対馬東方沖の操業中の漁船6隻が天候の急変によって相次いで浸水転覆し、5名の方が亡くなられたというところでございます。これにつきましても、下に書いておりますが、気象庁とか海保とかの、気象情報等を情報配信するシステムというものができ上がっておりまして、こういうシステムからきちんと情報を事前、あるいは航行中でも入手した上で、事前に入手したのであれば出港を見直すとか、航行中、出港中にそういうものを入手したときには操業を停止して港に戻るといった、そういう対応が必要になってくるのではないかとこのところでございます。

そういうことで、今後の方向性といったしましては、漁業無線やインターネット等を活用し、早期かつ随時の気象情報の入手を促進してまいりたいと考えております。

次に、ここからは漁船上の作業を行う際の災害の発生についてでございます。漁船の災害発生率は一般船舶の約2倍、陸上全産業の約6倍と高くなっているところでございます。下のグラフというのは千人率といひまして、1,000人当たりで職務上、休業4日以上に至った人数がこういう13.5人という状況となっているというところでございます。

またページを進めていただいて、このような漁船上での作業の際の労働災害の発生の高さを受けまして、水産庁では安全推進員の養成というものを進めております。今後の対策といったしまして、その推進員を中心に改善計画を策定していただき、PDCAサイクル

を回すことによって労働災害の減少を目指していきたいと考えております。具体的には下に概念図を書いておりますが、漁船の労働環境改善について知識を有し、安全操業の指導を行う安全推進員、これが漁業現場での労災の発生しやすい箇所というのをリスト化したチェックリストを活用して、自分たちの漁船、周りの漁船の皆さんと協力して改善計画というのを策定する。安全推進員が改善計画に基づき改善計画を実行していく。具体的には甲板に滑り止めをつけるとか、あるいは、頭上に頭をぶつけないように、そういうリスクがある箇所についてクッション材をつけるとか、そういった具体的な計画を策定し、それを実行していく。その後、それでもやっぱり事故というのは生じるものですから、その改善策がどこまで効果があったのか、何が抜けていたのかというのをきちんと検証した上で、上のアクションのところですが、検証結果を踏まえて改善計画を見直していくというところでございます。

今後の方向性といましては、引き続き水産庁といまして安全推進員の養成・確保を支援していくことによって、この安全推進員を確保し、漁業労働災害の減少を図ってまいりたいと考えております。

これで最後になりますが、進めていただいて7ページでございます。

漁船の安全対策上、ライフジャケットというものが非常に重要となっております。といいますのも、そこに記載がありますとおり、船舶からの海中転落者のうち、漁船からの転落者は5割程度を占めている。その左側の図でございますが、その右側の図を見ていただきますと、海中転落者のうち死者・行方不明者数の割合は、漁船及び一般船舶は約7割と高くなっているというところでございます。一旦落ちてしまうと、漁船とか普通の一般船舶だと7割の方が死亡、あるいは行方不明となっているという現状でございます。

またページを進めていただいて8ページ目でございます。

海中転落者の死亡率が高い漁船と一般船舶については、左上の図を見ていただきたいのですが、ライフジャケットの着用率が低いということがございます。実際、右側でライフジャケットを着用していた人、非着用の人とで、一旦海中に転落した場合の死亡・行方不明になったか否かというところで見ますと、着用されていた方というのは非着用の方と比べて死亡された、あるいは行方不明となった方が半分というデータになっております。このようにライフジャケットの効果というのは非常に高いものでございますが、漁業者の出漁時のライフジャケットの着用率ですが、これは水産庁独自の調査でございますが、約6割程度と、効果の割には高いとはいえない状況になっております。

またページを進めていただきまして、では、ライフジャケットは、なぜ着用いただけないのか。いろいろ原因があるようでございます。漁労作業を行う際に、やはりごわごわとしたライフジャケットとかを着ているとかさばって作業がしづらいとか、あるいは、機械や網などに引っかかってしまって、逆にそういうものによって引き込まれてしまうといったリスクというものもあるなど、あるいは作業を行うに当たって、夏場は暑くて蒸れるといったような、そういう問題もあるようでございますので、そういう漁業者が着用しない理由というものを分析して、これを踏まえたライフジャケットの開発、これは下の図の真ん中にも書いておりますが、開発、さらにそういったライフジャケットを漁業者に、どういふふうなものがどういふ漁労作業にふさわしいライフジャケットなのかということをご提案して、着用率の上昇を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、最後でございますが、10ページ、ライフジャケットにつきましては、これまで総トン数20トン未満の小型船舶については、1人乗り漁船で漁労に従事している者のみに義務が課されていたというところでございますが、現在、国交省の内部で省令を検討中でございます。これについては間もなく公布され、1年後に施行されるということになっておりますが、今後は原則小型船舶の暴露甲板に乗船している者全てにライフジャケットの着用が義務づけられる予定でございますので、この実施、きちんと法律を守っていただくよう、これについては水産庁といたしましても周知を図るとともに、ライフジャケットの着用促進をさらに強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○漁政課長 続きまして資料4、東日本大震災からの復興について説明いたします。漁政課長でございます。

1ページ進めていただきますと、大きく分けて2つ、着実な復旧・復興の部分と原発事故の影響の克服という部分から成っております。

次に、2ページを御覧いただければと思います。

まず水産関係施設等の復旧状況でございます。東日本大震災の発生から5年が経過いたしました。以下の表にございますように、被災した漁港施設等については、例えば2でございますが、98%の漁港で陸揚げが可能となるなど、施設等の復旧はおおむね進んでいるということでございます。ただ、下で見ていただきますけれども、特に東電福島第一原発事故の影響を強く受けております福島県を中心に、いまだ復旧・復興の途上にある地域・分野がある状況ということでございます。

表でございますが、1の水揚げでございます。22年の漁期との比較でございますが、水揚げ量については、年によって開きがございますけれども、かなり回復してきているというのが見てとれるかと思えます。また、水揚げ金額につきましては、27年2月から28年1月については93%という状況でございます。

次に漁港でございます。319漁港被災しておりますけれども、今ほど98%という数字を申し上げましたが、上から3つ目の横グラフでございますけれども、313漁港、98%という数字が出ております。

1ページ進めていただきまして漁船でございます。約2.9万隻被災いたしまして、2万隻復旧目標というのを掲げておりますけれども、28年7現在で92%の復旧という状況になっております。

また、養殖でございます。ワカメ、コンブ、カキ、ホタテ、ギンザケでございます。一番左のほうに23年の漁期、ほぼ壊滅的な状況でございましたけれども、年によって差がございますが、かなり復旧が進んでいるという状況が見てとれるかと思えます。

次に進めていただきますと、加工流通施設でございます。被災3県で被害があった産地市場34施設のうち68%が業務再開ということでございます。また、被災3県で再開を希望する水産加工施設821施設のうち88%は業務再開ということでございます。ただ、右の備考に書いてありますとおり、福島県についてはまだ数字が低いものになっているということでございます。

また、6のがれきでございます。かなり進んできているということが見てとれるかと思えますが、これも県によって差があるということでございます。

対応の方向性といたしましては、被災地の早期復旧・復興を図るため、漁港共同利用施設及び漁船等の復旧、漁場のがれき処理等を引き続き推進していくということでございます。

1ページ進めていただいて5ページでございます。

水産業の生産回復の状況を少し詳しく書いております。漁業経営体の確保支援ということでございます。平成25年、岩手県、宮城県、福島県、3県における漁業経営体数は5,690経営体でございまして、震災前の平成20年と比べまして43%の減少でございます。原発事故の影響を強く受けております福島県を中心に、いまだ復旧・復興の途上ということでございます。被災地域における次世代の担い手の定着・確保、あるいは震災前以上の収益性の確保を目指しまして、安定的な水産物生産体制の構築に必要な経費を支援していると

ころでございまして、具体的には次のページを御覧いただければと思います。

漁業経営体向けの事業といたしまして、漁業復興担い手の確保支援事業ということ、あるいは、その下の漁業経営体体質強化の機器設備の導入支援、あるいは右側でございませけれども、漁船導入に当たり、その経費の支援を行う漁業・養殖業復興支援事業という施策を講じているところでございます。

対応の方向性でございしますが、東日本大震災に伴う東電福島第一原子力発電所の事故等の影響により、操業や漁業経営に支障を来している漁業者を対象を絞りまして、安定的な水産物生産体制の構築に必要な経費を支援していく。併せて、このような取り組みに必要な漁船・漁具の取得等に必要な資金の円滑な融通を図るため、引き続き金融面での支援を実施していくということでございます。

1 ページ進めていただきまして、放流種苗の確保でございまして。

被災県種苗生産施設ですが、東日本大震災によりまして壊滅的な被害を受けましたが、福島県を除きましてほぼ復旧が完了しているということでございます。下半分に種苗の放流状況ということでございます。サケ、ヒラメ、アワビを掲げてございませけれども、種苗の生産というのはほぼ回復、ないし回復しつつあるということでございます。

一方で、次のページを見ていただきますと、漁獲量の推移という表を挙げております。例えばサケでございませますが、平成25年度に震災前の水準に回復しておりますけれども、震災の影響による漁獲量の減少は平成26年度から30年度にかけて見られるというふうに考えられております。こういった状況で、まだまだ漁獲量が厳しい状況は続くかと思っております。

対応の方向性でございませますが、種苗生産体制が整うまでの間、引き続き放流種苗の確保に対し支援する、特に福島県でございませますが、種苗生産施設を整備中のため、引き続き放流種苗の確保に対して支援するというところでございます。サケ、アワビにつきましては、震災の影響により漁獲量の減少が平成26年度から30年まで見られると思われませ。漁業者による種苗生産経費の確保が困難になるため、漁獲量減少に係る経費の確保等に対して必要な期間を支援してまいるということでございませ。

次の9 ページ、水産加工業の復興でございませ。

被災地、ここでは青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5 県を対象にしておりますが、この水産加工業者のうち、震災直前の水準と比較して売り上げが8割以上に回復したという業者はまだ48%でございませして、売り上げの回復が遅れている状況でございませ。また、復興における問題点としまして、販路の確保、風評被害対策、こういったことを挙

げの方が44%で最も多いという状況になっております。次いで人材不足、原材料の確保も課題だということでございます。

1 ページ進めていただきますと、こういったことでございますので、対応の方向性といたしまして、売り上げの回復が遅れている水産加工業の復興を進めていくため、販路回復、新規開拓等に向けた取組を実施していくことが必要かと考えております。中身といたしましては、水産加工・流通の専門家による個別指導やセミナー等の開催、加工機器の整備等への支援を実施しているということでございます。下にあるように販路回復のアドバイザーとか、展示商談会ということも行っております。こういったものを活用して支援を実施していくということでございます。

11ページ、災害に強い漁村づくりでございます。

漁業集落の復興まちづくりにつきましては、住宅用地の高台への移転、かさ上げ等により、災害に強い漁村づくりを推進しております。住宅用地につきましては、漁業集落防災機能強化事業という事業がございますが、36地区のうち28地区で完成を見ております。また、集落を守る海岸対策につきましては、設計津波の水位の設定等を踏まえまして、約7割の地区において防潮堤等の工事に着手しております。

次のページ、整備状況を御覧になってください。写真が掲げてございますが、このように進めているということでございます。

対応の方向性でございますが、引き続き漁業集落の復興まちづくりを推進して、住宅用地については平成30年度までに完了を目指す、また、海岸対策につきましては、津波背後の土地利用等の地元調整、合意形成を丁寧に進めまして、平成32年度までに完了を目指すということでございます。

次に、原発事故の影響の克服でございます。

1 ページ進めて14ページでございますが、まず水産物の放射性物質調査による安全な水産物の供給ということでございます。

震災以降、東日本の都道府県と東日本の太平洋沖で操業する業界団体等が水産物の放射性物質モニタリングを実施しております。28年9月末日までの間に延べ約9万7,000検体検査をしております。海面で漁獲された水産物につきましては、27年4月以降、基準値を超過したものはございません。また、内水面で漁獲された水産物においても放射性物質濃度が低下しているということでございます。

下の図はモニタリング体制の解説でございます。15ページも同じでございますが、16ペ

ージでございます。今申し上げたようなデータが16ページ、17ページの上のほうに載っているところでございます。

対応の方向性といたしまして、17ページの下に書いてございます。引き続き、水産物の放射性物質モニタリング及び水産生物中の放射性物質の挙動と、その要因の解明等の調査を実施して、科学的・客観的な根拠が必要でございますが、これに基づく出荷制限の解除を着実に進めていくということでございます。

次のページ、18ページでございます。風評被害の払拭でございます。

いまだに残念ながら風評被害が根強く残っている状況でございます。食品中の放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう方が16%前後という消費者庁の調査結果もございます。消費者・加工流通業者等の方々の安心の回復と信頼の確保、これが大切かと思っております。

我々といたしまして、中ほどでございますが、放射性物質調査の実施・情報提供なり説明会の実施、Q&A、こういうことを行っておりますが、対応の方向性といたしまして、水産物の信頼確保のため、関係都道府県や業界団体と連携した放射性物質調査を実施するとともに、調査の結果やQ&Aを日本語、英語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を引き続き行うということだと思っております。また、2つ目の丸でございますが、報告書、あるいは一般消費者向けのなじみやすいリーフレット、こういった資料を用いまして消費者等への説明を実施していく、また、3つ目の丸でございますが、消費者、加工業者などさまざまな関係者に対して、引き続き説明会等を実施していくということでございます。

19ページでございます。操業再開に向けた支援ということでございます。

今の状況をまず書いてございますが、福島県沖におきましては、震災以降、県内の漁協が全ての沿岸調査及び底びき網漁の操業自粛を継続しております。その一方で、モニタリング調査の結果、安全が確認された種に限定いたしまして、小規模な操業と販売を試験的に実施しております。こういった試験操業・販売は、相馬双葉地区の沖合海域に限定して24年6月に開始しております。次第に対象魚種と対象漁業の種類を追加して、操業海域も拡大してきたという状況でございます。現在、下に掲げてございますが、全92種、13漁業種類による試験操業・販売を実施しております。平成28年以降でございますが、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ等の主要魚種が対象魚種に追加されました。福島県沖の主要業種の多くが試験操業・販売の対象魚種になっております。また、東電福島第一原子力発電所の

半径20キロ圏内を除く全ての水域で試験操業・販売を実施しております。試験操業・販売の規模は毎年拡大しているものの、まだ生産量は震災前の約6%ということにとどまっております。なお、※印で書いてございますが、福島県沖でも北太平洋サンマ漁業等は通常に操業している状況でございます。

20ページを御覧いただければと思います。

今の13漁業種類の下で漁獲量も次第に上がっておりまして、真ん中下の囲みのところの※印でございますが、平成28年9月末時点で1,610トンということになっております。

最後のページ、21ページでございますが、操業再開に向けた支援ということでございます。

対応の方向性でございますが、今後とも福島県漁連は、福島県地域漁業復興協議会を通じまして、需要に合わせて試験操業・販売を拡大していく意向と承知しております。引き続き水産庁も福島県や福島県漁連と連携して、試験操業の拡大等、本格的な操業の再開に向けた取組を支援してまいりたいと思っております。

なお、併せて、福島県で水産試験研究拠点を整備するということで支援を行っております。また、海洋生態系の放射性物質共同調査事業も行っているところでございます。

以上、御説明でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

これから審議に入りますけれども、内容が多岐にわたりますので、議題ごとに御審議いただきたいと思っております。

まず初めに、議題の(2)の漁業地域の活性化について御審議いただきたいと思っております。従来と同様に、何名かの方に発言いただいてから御回答いただくことにします。

本日御欠席の中田特別委員より提出された御意見が資料で添付されておりますので、こちらも御確認をお願いします。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いします。この議題につきましては大体4時ごろを目処としております。お願いします。

では、関特別委員、平野委員、それから橋本委員、お願いします。

○関特別委員 関です。

1つは浜プランですけれども、浜プランは地域内のいろいろな分野の人が連携して新しい試みをなしていくということだと思っんですね。取り組んでいる、そのプロセス自体が言ってみれば地域活性化ということなのかなというふうに感じています。なので、活動す

る経緯をしっかりと見られたらいいなと思っております。どういう人たちによってどういう知恵が出されて、どういうふう実践されてきたか、そこにどういう課題が出てきたかというようなことを情報として見られようになれば、これから実践していく人たちに役に立つのではないかと思います。

それと、22ページのところで漁港なり施設なりの老朽化ということで、そういうものをどんどん改修していく。改修していかなければもちろんいけないわけですが、時代とともに施設の役割というものも変わってきているのかなという感じがするので、そういう変化を踏まえたものに刷新していくという考え方を含んでの対策なのではないかというところでは。

最後に、17ページです。藻場・干潟面積の減少というグラフがありますが、これはもうちょっと新しいデータは無いのでしょうか。最後が2007年になっていますけれども、そこから10年ぐらいたっていますし、その10年間、かなりいろいろな対策を行ってきていると思うので、もう少し新しいデータがあったら知りたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 続きまして平野委員、お願いします。

○平野委員 平野です。

8ページ目ですけれども、多面的機能の発揮の促進ということで、丸が3つありますが、その1番目、「水産業・漁村は、国民に水産物を安定的に供給する機能に加え」とかずっとあって、それは非常にいいことを書いてあるんですが、その次の「海難救助等の国民の生命財産を保全する機能」というのが、その前に書いてあるものが非常に納得できるものであるにもかかわらず、何か突然海難救助が出てきて、国民の生命財産というような余りにちょっと突飛でもないのではないかと思います。これは多分海の中の国境というものも含めてあるんだと思うのですけれども、水産業・漁村において海難救助というよりは、レクリエーションとか釣りとかというような観光とか、もう少し国民の生命・財産というよりは、心の豊かさを構築する上でプラスになるというようなもののほうが一般的ではないかなと思ひまして、ちょっとここをそのまま使うのはいかがかなと思ひまして意見を申し上げます。

以上です。

○馬場部会長 それでは橋本委員、お願いします。

○橋本委員 橋本でございます。

この資料の6ページの浜プラン、広域浜プランの方向性のところです。これは5年後の所得の目標、あるいは5年後の成果というものがそれぞれ浜プランの計画の中に盛り込まれていて、5年ごとに検証するというものなのですけれども、これは恐らく私の聞いたところだと、今の御説明の中で、これは末永くやるものだということをおっしゃっていただいたと思うんですが、これはまさにやり始めたものを末永く、長期的な中でずっとやっていっていただきたいというふうに思うわけです。ただ、やはり計画自体が法律で5年で見直すということも書いてあって、それは5年ごとに検証するという仕組みではあるのでしょうけれども、これはせっかく着手していただいて、そこで所得の向上とか、こういう割合客観性があるものですから、短期的に5年でちょっとそこがうまくいかないからということではなくて、まさに末永く維持されるもの、あるいはそうあるべきものだというふうに思います。だから、ここはそういう趣旨が御説明にはあったわけだから、にじみ出るような形でうまく工夫をして、長期的に続くものだということをぜひとも計画の中で読み取れるような工夫を何かしていただきたいというふうに思いますので、ちょっとお願いというか、意見として申し上げさせていただきたいと思いました。

以上です。

○馬場部会長 では、ここで一旦御回答いただきましょうか。

○防災漁村課長 防災漁村課の坂本でございます。浜プランの関係について回答させていただきます。

まず、関委員のお話ですけれども、浜プランは連携して進むものではないかと、取り組んでいるプロセス自体が地域の活性化に役立っているのではないかと、そういった経緯が見えてくるようにというお話だったと思います。まさしくそのとおりでございまして、これは全国でやっていただいているということは、全国の事例を皆さんが共有しながら、その中で自分たちに合ったもの、それは中身もそうでしょうし、それから進捗のスピードもそうでしょう。そういったものを見つけ出していただきながら、もしくはそういったところと交流をしながら進めていただくことが大変大事だと私も思っております。

現在、水産庁のホームページでも承認させていただいた浜プランについては掲載させていただいていますが、まだまだ情報発信不足だ、周知不足だ、という御指摘を多方面から頂戴しております。これは真摯に受けとめながら、今後進捗していく成果、中身、もしくは課題、そういったものも含めまして、我々としては多くの方々に知っていただけるような仕組みづくりをしていければと思っておりますので、いいアイデアがあれば教えていた

だきたいと思っております。

また、橋本委員の御意見でございますが、私もそのとおりだと思っております。ただ、5年、5年で目標を立てていただいて、一つの区切りとして成果なりを評価していただく、検証していただく、次に結びつけていただくというような取り組みは必要だと思っておりますので、将来的に漁業所得の向上というのは取り組んでいただくことが大事なんですけれども、5年、5年の検証を踏まえながら取り組んでいっていただければと思う、私どもとしては浜の方にもお願いなり、お話をさせていただければと思っております。まさしくこれは、今日大森委員がおいでになっていますけれども、全漁連が大きな役割をお果たしになるのだろうと思っております。

○計画課長 計画課長です。

まず、関特別委員から2つ御意見をいただきましてありがとうございます。まず1点目が老朽化の対策、これも必要だが、施設の役割も変わり得るので、それに対応していくのかどうかというお尋ねだったと思います。

御指摘のとおりでございますが、まず水産物の供給上重要なものについては、引き続きしっかり維持管理、保守をしていきたいと思っておりますが、それに代わる役割がほかにあったほうが良いというようなものについてはそういう方向で行っていきたいと考えています。

具体的には、例えば資料の20ページを御覧いただければと思うんですが、説明の中で少しお話しさせていただきましたが、漁港の既存ストックの有効活用を今後推進していきたいと考えています。例えばここでお示ししている図は、水域をナマコの増殖場等に有効活用するものです。これは利用面からいいますと、従来、大型の漁船が利用していたのですが、それがほとんど船外機船に代わるということで、港の水域部に投石をしましてナマコ等の増殖を図っていくもので、こういった有効活用の観点も踏まえながら長寿命化対策を講じてまいりたいと考えています。

それから、2点目の藻場・干潟のデータですね。これは以前の本企画部会でも御質問いただきました。現在、正式にあるのは、これは環境省が出されました平成19年度までのデータで、これは全国のデータなんです、それ以降、全国ベースで同じような方法で行った結果が無いものですから、ここには付しておりませんが、私どももいろいろな形でデータをとる試みはしております。一つは、2012年に水産庁が全国の各都道府県にアンケート調査をしまして、県下の藻場が増減しているか、種別にそういったところは押さえておりますし、また、一部県におかれては衛星画像も用いながら独自の藻場・干潟のデータの把

握を試みておられます。そういったものをできるだけ束ねて藻場・干潟の推移を御説明するよう努力してまいりたいと思っております。

それから、平野委員からお尋ねのありました多面的の関係でございます。資料の8ページを御覧いただければと思うんですが、御指摘のとおり、ちょっと前段の藻場・干潟等の自然環境の保全機能に対しまして、海難救助というのはちょっと突拍子じゃないかという御指摘でございます。

具体的には、多面的機能には、委員がおっしゃいましたような保養・交流・教育など、こういったものもあるわけなのですが、現在の多面的機能発揮対策として御支援しているメニューが、9ページ左の箱にありますように環境生態系の保全と海の安全確保ということでございます。先ほど海難救助等と言いましたが、メニューにおいては海の安全確保という表現に変えて整理してございます。一方で、国民の心の豊かさといいますか、漁村文化についてはメニューとしては対応しておりますが、ここでの記載がちょっと弱かったというところがございますので、この8ページの表現ぶりについては検討させていただければと思います。

○馬場部会長 では、引き続き大森委員。

○大森委員 まず、浜プランの関係であります。

広域浜プランもそうですが、地域地域の実情に応じてオーダーメイドでつくり上げていく。ですから、全国のいろいろな事例を参考にしつつも、それぞれの地域の本当に合ったものというのは、一つの地域のそれを参考にしたら済むということでもありませんし、さらには、一つ一つの段階を踏んでやっていけるという、そういうすばらしい仕組みをつくっていただいています。それから、民間として我々はこれからさらに頑張るのですけれども、水産基本計画の中に位置づけていただくわけですから、この5年間、国としてどういう責任を持って施策を打っていただけるかという面では、一つ一つの段階を踏むに当たって、国としてしっかり支援をする、そういう位置づけをこの中でしていただきたいと思えます。

また、広域浜プランについては、大きな2つの目的として、浜の機能再編と同時に担い手の育成という部分があります。この部分が、この表現の中では少し落ちているんじゃないかと思えますので、併せてこの御検討をお願いしたいと思います。

それから、多面的機能の発揮のところです。これは先ほど8ページのもともとの多面的機能の水産基本法における位置づけのところに書いてあるとおりでありますけれども、そ

もそも漁村に人々が生活して水産業が継続して営まれることそのものが多面的機能を有しているということですので、やはりこの基本法の基本に立ち返っていただきたい。この事業が藻場・干潟の造成とか、そういう環境生態系保全の事業から入って、そして多面的機能の発揮事業として大きく前進していただいたんですけども、行政レビューでいろいろな規制がまた掛かってしまったということでもありますから、基本法の前提に立ち返ると、全国の漁村地域が条件不利地域として、この多面的機能を発揮するためにどういう役割をし、それに対してどういうふうに施策を打っていくかという面では、直接交付の離島交付金のような形が大基本だと思います。大変厳しい対応、行政レビューを踏まえたことですが、政策として、やはりこの5年間の中でもう一度、そこの位置づけに戻って検討していただくことを併せてお伺いをする次第であります。

それから、11ページで赤須賀のハマグリ的活動事例があります。これは本当に、この地域が努力して、このハマグリを増やしたのですけれども、先ほど漁青連の菅原会長からもお話があったかと思えますけれども、これだけ増えた資源を密漁でどんどん持っていかれています。ですから、やはりこういった好事例をどういうふうに支えるかという面で、密漁対策も非常に重要だということを御認識いただきたいと思えます。

あと、平野委員のお話について私の方から少し説明を補足させていただきますが、この海難救助というのは、例えばプレジャーボートとか、それから海水浴に行ったような方々が流されてしまったとか、そういった時に漁業者がシーマンシップで無償で直ちに発動して救助に向かっているという実態があるんです。そのことは御理解をしていただきたいと思えます。

それから、最後は20ページの漁港ストックの最大限の活用というところで1つお願いしたいのは、ここではナマコの増養殖の活用事例がありますけれども、私も前からお話ししているような、広域の種苗を生産して、こういう漁港で中間育成をして、大規模に放流していくようなことにも活用していただけるような道が開ける政策を御検討いただければと思います。

○馬場部会長 ほかに。

では、千葉特別委員、高橋特別委員、東村委員。そこで一旦区切ります。

○千葉特別委員 この大規模自然災害に備えた対応力強化ということで19ページです。

この間の台風で、岩手県三陸沿岸の種苗施設、いわゆる放流種苗とか、そういったものが大規模な被害を受けたわけですが、これからこういう大規模災害というのは結構

あるかと思われま。そのときに、種苗施設、そういったものをどう守っていくか、あるいはカキ棚とか、いわゆる養殖棚、そういったものが大きな津波じゃなくても、四、五十センチの津波でも被害を受けるわけです。そういったことの防災・減災という研究とか、そういったことを少ししていただきたいなということで要望させていただきたいと思いま。これは次の大震災からの復興にもつながるのですけれども、種苗放流の確保ということにもつながりますので、種苗生産施設が被害を受けるということは非常に大きな打撃があります。その辺を防災・減災の立場でどのようにしていくかということも、ある程度入られていただきたいなと思いま。

以上です。

○高橋特別委員 高橋です。

1点だけですが、16ページの上にT P Pのものが記載をされておりますけれども、アメリカの次期大統領のトランプ大統領については、どうも反対だと、批准しないんだというような雲行きになってまいりました。その中で、この書き出しのままでいいのかどうか。恐らくアメリカが参加をしないということになると、T P Pは恐らく崩れる可能性が強いということになるかと思いますけれども、この書き出しであれば、T P Pが全て成立をしたというような書き出しになっているのではないかなという気がいたしますので、この辺については再度御一考願えればなというように思いま。

特に輸出については、魚を食料にしない国々が、貿易品として輸出をする、国際貿易品だと、こういうことで世界を駆けめぐるわけですが、我が国については魚は重要な食料資源ということで、全て皆輸出をすればいいということではないと思いま。我が国国民の消費を確保できるような政策の上に輸出というものが成り立つという認識をしております。その辺の書き出し方の一工夫というものをどこかで考えていただければというように思いま。

以上です。

○東村委員 東村でございます。

先ほども大森委員からもお話が出た海難救助の件についてですけれども、恐れ入ります、12ページの一番上の青で囲まれているところの1番目の丸の最後の「海難救助等の活動を中心に」というところで、ちょっと私は触れたいなと思ったのですけれども、この海難救助、先ほど大森委員がおっしゃったように無償で漁業者の方が結構当たられているというのは意外と知られていなくて、助けてもらった人がお礼も言わずに逃げていくとか、

去っていくというのちょっと耳にしたりはしているんですけども、これ、初めは強調したほうがいいのではないかなと思っていました。実際、ちょっと資料としては次の資料になりますけれども、資料3の1ページに、漁船よりもプレジャーボートのほうがもっと海難事故に遭っておりまして、その救助にも当たっている。

これ、無償で行っているというのは、漁業者としてはもちろん、目の前で人が溺れていたり困っていたりするのをシーマンシップで助けられているのですけれども、それに甘えていていいのかなという面もちょっと私は感じている部分でもあります。何か漁業者が助けてくれるからいいんだというもので。だからこそ、それが多面的機能になっているという側面はもちろんあります。私はそちらの方を強調すべきだと最初は考えましたが、一方で、それに頼り過ぎるのもどうなのかなというふうにも考えてもおります。もちろん海上保安庁が来るころにはみんな亡くなってしまうので、それまでに漁業者さんが出ているんだというのは聞いておりますけれども、ちょっともう、どっちともつかずのコメントで恐れ入りますが、この海難救助について、もう少し検討していただきたいなと思います。非常にそれこそ命を担っている、助けているというところではありますので、以上です。

○馬場部会長 では、御回答いただけるものがありましたらお願いします。

○防災漁村課長 防災漁村課の坂本です。

浜プラン、大森委員のお話でございますが、私、最後に発言をしたときに大森委員のほうに振ってしまいまして、必ず返ってくるなと思っていました。まさしくおっしゃるとおりで、浜の代表である全漁連、そして我々行政、都道府県さんの水産部局もそうですけれども、一丸となってやっていかなければいけないということは間違いない。二人三脚でこの取り組みを成功裏に結びつけていくための努力というのは幾らあっても足りないと思っております。

それから、担い手の育成でございますが、おっしゃるとおり広域浜プランの中の大きな目標の一つでございます。今回、資料5で中田委員からも担い手の育成について重要ではないかというお話も出ておりますけれども、私ども、これはまさしくしっかりした取り組みをしていかなければいけないことだと思っておりますし、先ほど御紹介した大阪の泉州の取り組みでございますが、担い手の話は入れておりませんが、実は大都市大阪でありながら、こういった取り組みをしていく中で担い手が育ってきている。もしくは漁業以外のところから「俺は漁師になりたいんだ」ということで手を挙げてくる方々が多くいらっしゃるということで大変頼もしいと思っております。担い手の育成は漁業の存続にと

って不可欠なことですので、我々としてもしっかり取り組んでいければと考えております。

○計画課長 計画課長です。

まず、大森委員から、多面的事業については、基本法の本質に立ち返って今後5年間実施した上で、見直すべきところがあれば見直すべきという御意見だったと思います。レビューを受けまして、今年度が初年度ということで、地域の御意見も踏まえながら、メニューの拡大等にもらみながら検討してまいりたいと思います。

ちょっと一例ですけれども、例えば今年度、熊本の災害とか北海道の台風災害等で流木が発生した折、水産生物に急ぎ対応する必要があるときには、こういった事業も要件緩和して対応させていただいております。そのほか含めていろいろ検討してまいりたいと思います。

それから2点目、これは平野委員でしたか、漁港における中間育成ですね。広域の種苗について、漁港等で中間育成を一旦行った上で大規模に放流できるような検討もしてほしいということですが、漁港の有効活用の検討の中で、今一例として水域の増養殖への活用ということを提示していますが、今後いろいろな対応、活用も含めて検討は進めていきたいと思います。御参考までに、北海道ではサケの種苗を一旦漁港内で馴致しまして、それから放流しているような事例もございます。

それから、3点目は千葉特別委員だったと思いますが、岩手はサケが生命線でありますので、種苗生産施設は非常に大事でその防災対策が重要ということでございます。私ども、漁港漁場の整備が中心ですが、陸域の防災面も含めて、特に種苗施設などの重要度、そういったものを勘案しながら、どういったことが出来るかということを検討してまいりたいと思います。

それから、高橋特別委員のほうからTPPの書き出しですね。これは今の時点ですので、このように書かせていただいております。次期米国大統領からあのような御発言がありましたけれども、現時点では私ども、予断を持たずに対応すべきと考えております。仮に、今後大きな状況の変化があれば、表現等を検討してまいりたいと思います。

それから、最後に東村委員から海難救助の話がございました。実態とすれば、漁業者さんが多くのプレジャーボートやレジャーされている方々の救難活動をされているというのは多いところです。先生がおっしゃいましたように、こういうところを強調すべきじゃないかということで、平成28年度の新たな取り組みから、こういった教育普及活動ですね、

例えば海難救助、訓練活動はもともとやっていたんですが、それに、例えばさっき言いましたように小学生さんとか地元の方も参加していただいて、こういう活動というのはこんなに大事なんだよということを広く教育普及するといった、そういうメニューをセットでやるような仕組みにさせていただいていますので、今後そういう活動を通じて広く普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○漁政部長 高橋特別委員からお話のあった件について、先ほど計画課長からお答えいたしましたけれども、現時点でのTPPの状況を客観的に、また事実に基づいて解説をいたしますと、TPP12カ国は協定を批准するための国内手続をとっていくべく努力をしていますが、こういうことでございますから、発効に向けて各国が努力をしているということがあります。したがって、そういったことを前提に、ここは記述しておりますので、米国のトランプ次期大統領が「TPPからは離脱をする」といったような発言をしたという報道がなされているとか、そういったことについては、少なくとも本日のこの資料において反映させることは不適切であるというふうに考えておりますし、報道内容を根拠としたような御意見について、そのまま私どもとして伺うわけにはまいらないという立場でございます。念のため補足をさせていただきました。

○馬場部会長 それでは、まだ議題がありますので、まだおありの御意見は事務局にメール等でお寄せください。

それでは、第3の議題、漁船漁業の安全対策の強化につきまして、おおむね15分以内で審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

菅原特別委員と東村委員。

○菅原特別委員 資料3のP9のライフジャケットの件についてなんですけれども、まさしくここに書いてあるとおりでありまして、かさばって作業しづらい、また機械や網などに引っかかる、夏場は暑くて蒸れるといったことで、私は昔のライフジャケットは持っているのですが、最近のものは持っていないんですね。どんどん開発されていて、今からよくなるからもうちょっと待とう、待とうと思ってちょっと買い控えをしているのですが、1年後には法改正もあって、1人でも義務づけられるということになります。ここに書いてあるように選定方法、漁業者等に提案して着用率の上昇を図ると書いておりますので、今後ももっと啓発活動をしていただいて、着やすいもの、またそういったものを推進していただいて今後につなげていただければ、私も必ず着用しますの

で、また水産庁のほうからもいろいろと宣伝していただければと思います。よろしく願いします。

○東村委員 よろしいですか。東村でございます。

2 ページ目のA I Sについてです。

まず質問といたしまして、漁船全体の普及率が1.6%と非常に低いという、この理由です。例えばお金の問題だけなのか、それとも、何かこれを装備することにより、何かいい漁場を見つけたときに知られるなどというような別の問題があるのかということを経験的に疑問として質問させていただきます。

もう一つ、同じページに、衝突の事故原因が人為的なものであるというふうに挙げられていますけれども、これ、一人で操業しているから余計にあるのではないか。一人で操業せざるを得ない状況にもう今なっているかと思うのです。そうしましたら、ますますA I Sなんかを導入して一人で操業して、もうそれはしょうがない事実なので、2人で操業するとコストもかかりますから、そういうときにA I Sが必要なんだろうなというふうには私としては考えておりますけれども、そのあたり、A I Sの普及が低い原因とか要因というのはいかがなものでしょうか。そしてそれは、例えば水産庁として何か良い対策というか、啓蒙活動以外のいい対策というものをお考えでしょうかということです。よろしく願いいたします。

○馬場部会長 大森委員、お願いします。

○大森委員 A I Sの普及率が低いのは、現在20トン未満の漁船について、設置の義務化がされていないことも、普及率が上がっていないことの要因としてあります。

国交省においても、船舶交通安全部会等において、A I Sの漁船を含む小型船への設置促進を推進していますが、すべての小型船がA I Sを設置した場合のふくそう海域での大型船側の対処等検証を進めながら、検討をいただいているところです。

A I Sは、漁船側の安全確保の一助となるツールであることは疑う余地はなく、国交省での検証結果等を踏まえ、水産基本計画においても漁業者の納得感のある形で金融支援以外の支援措置も検討の上、A I Sの設置普及への道筋をつけていただきたいと思います。

それから、4 ページで船舶の情報配信で、真ん中に漁業用の海岸局、漁業無線についての通報というのがあります。先般、北朝鮮のミサイルが発射され、それを操業中の漁業者

に通報するのも、この漁業無線を通じて行うわけですが、今、この漁業無線については、平成34年にスプリアスという、要は雑音の発信をより少なくする、そういった機能を持った無線機でないと対応できなくなるというのがあります。ですから、この5年間の先の話にはなりますけれども、そういった部分についての先行的ないろいろな取り組み支援、そういったものも一つの課題として御検討いただければと思います。

○馬場部会長 では、高橋特別委員。

○高橋特別委員 ライフジャケットの着用の件についてでございます。

ライフジャケットの効果は非常に有効なものだという認識は誰しものが皆、持っているわけですが、なかなか着用してもらえない。船員法では罰金規定があります。操業中に着用していないと6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となっています。罰金を受けたということは余り聞きませんが、罰則があっても、なかなか着用していただけない。海難事故が発生した時、ライフジャケットを着用をしていなかったという報道が前面に出てくる。当然のことだと思います。

来年、指定漁業の一斉更新の中で漁業法が定める適格性の中に点数制度があるはずですから、その点数制度の中に操業中、着用していないことが判明した場合には点数に反映させる。罰則ということになろうかと思えますけれども、そういうこともそろそろ検討してもいい時期に来ているのではないかと思っています。関係の皆さんが苦勞しながら、着用すべきだということやってきました。私達も口が酸っぱくなるほど申し上げていますが、なかなか着用していただけない。

国交省との話し合いの中で、海上保安庁のほうから、先ほどの9ページにもありますけれども、ライフジャケットが機械に引っ張られて労災事故を起こした云々とか、こういう事例は海上保安庁のほうから、これまで一件もなかったことが明言もされております。着ける、着けない理由はいっぱいありますけれども、着けること理由というのがどこかで埋没されて、なかなか着けていただけない。そろそろ方向転換をし、強制的に100%着用していただくというようなことが必要になってくるというように思っております。

○馬場部会長 では、御回答をお願いします。

○企画課長 御意見ありがとうございます。

菅原特別委員からいただきました御意見、啓発活動は大事だと考えております。その前提としてライフジャケットの開発ですね。既に我々、この事業はもう数年前から始めておりまして、こういったかさばりやすいとか、機械、網などに引っかかる、そういうリスク

を軽減するようなライフジャケットの開発も進んで、実用化ももうできてきております。そういうものをきちんと紹介しながら、具体的に今度は、先ほど高橋特別委員からも御意見がございましたが、かっちりと着けていただいて、ぜひ、菅原特別委員にも率先して着けていただいて、現場で広めていただきたいと思いますと考えております。

中には、格好悪いから着けないみたいなことをおっしゃっている方もいらっしゃっていて、そういうものではないんだと。先ほどシーマンシップの話もありましたけれども、自分たちが着けていないことによって周りの漁業者の皆さんにも御迷惑をお掛けするようなこともございますので、今後は本当に水産庁としても気を引き締めて、今度こそは絶対に普及を図ってまいりたいと考えております。

東村委員から、A I Sの普及が1.6%と非常に低いということについて、お金だけの問題かというところがございますが、お金の面でいいますと、簡易型のA I Sというものもございまして、それは数十万でつけられるというふうなところもございます。ある意味、安全、効果等を考えた場合に、そんなに高い投資ではないのではないかとということもあるのですが、御指摘のとおり、やはり漁業者の皆様としては、自分の漁の範囲みたいなものを把握されてしまうというのも、ちょっと懸念の事項としてはそういうものもあるようでございます。ただ、そここのところをしっかりとしたデータを我々は持っているわけでもございませぬ。原因については、再度こここのところは何が問題なのかということ进行调查させていただいた上で対処方法というのを考えたいと思っております。

同時に、国交省でのA I Sを活用した大型船側の対処等の議論もフォローしながら、A I Sの普及方策について道筋をつけていきたいと考えております。

それから、スプリアスという新しい規格化、無線についての一斉の新たな技術の導入についてでございますが、今後、対応については検討させていただきたいと考えております。

高橋委員からいただきました御意見につきましては、実際に規制を遵守していただきたためのいろいろな選択肢があると思っておりますので、総合的に検討させていただきたいと考えております。

○馬場部会長 大変時間が短くて申しわけありませんけれども、また御意見がありましたら、後で事務局までお寄せいただきたいと思います。

続きまして、議題の（４）東日本大震災からの復興につきまして、ご審議をお願いします。

浜田委員。

○浜田委員 浜田でございます。私からは、6ページと10ページにつきまして申し上げます。

まず、6ページの漁業の復興担い手確保支援事業というものがあまして、ここで資格を取らせたり現場で研修をさせるという活動が行われていることに対しましては、とても有意義な活動であると思うんですが、今回、東北が被災しまして震災地になったことによって露呈したさまざまな問題、高齢化、後継者不足、それから過疎化という問題は、全国の漁業が抱えている問題でもありますので、こうした活動を全国にも広めて、新規就業者ですとか若者、それから新しい技術の習得を進めていくという活動を広めていただきたいと思います。

先日、水産政策審議会の現地調査ということで、静岡県の焼津にあります漁業高等学園というところに行ってみましたが、そちらは定員が20名に対して全国から応募があつて、1年間全寮制で、静岡県が学費を負担して1年間、海技士、航海士、船舶免許などを取らせて、全国のどこの出身であっても静岡県内の漁業に就業するという約束のもと学校に受け入れをしております、求人数としては定員に対して2倍、200%の求人があるとお伺いしまして、これは全国にただ1校だけでございます。

そういった活動が必要だという理由はもう一つありまして、日本はひとり親世帯が年々増加しているというのはよく知られていることですが、ひとり親世帯の54.6%、半数以上が貧困でございます。相対的な貧困率でいいますと日本全体で16.1%で、これは世界で6番目に高い数値でございます。

私も学校で教鞭をとっておりますが、私の学校には学費免除の特待生という3人の枠があります。この3人の枠に対して全国から応募が殺到します。アベノミクスといいましても、貧困という家庭の経済的な理由を抱えた高校生というのは非常に多いのでして、日本全体でいいますと、全国の高校中退者の3割が家庭の経済的な事情で辞めていくということを挙げております。進学を断念した人の半数は、給付型の奨学金や学費の援助があれば進学したかった、または学業を続けたかったと言っているという調査結果が出ていますし、何よりも私どもの学校を目指して入ってくる子は、手に職をつけたいということと、親の経済的負担を減らしたいという家庭の事情を踏まえて特待生を志望しております、特待生といいますと、昼間は学校の職員として働いて、夜は夜間学生として学びをするという、朝から晩まで休みがないわけですが、それに対して全国から応募が絶えないということがあります。

それを考えましても、自治体なり国が若い人に対して資格を取る費用を負担して技術を促進するということが、日本全体の経済的な事情を考えてもマッチしていますし、そういう人たちに均等な学びの機会を与えるということにもなりますので、ただ単に網を広げて新規就業者を募集していますということではなくて、育成して、さらに技術を取らせて負担を減らした上で新規就業者を育てていくという活動がますます全国的には必要になってきていると思います。

もう一つは10ページなんですけれども、この復興水産販路回復区アドバイザーというのがある、そういった人たちを任命してアドバイザーを派遣していますという活動についてなんです、私も2011年から丸々4年間、現地のほうに入りまして商品開発のアドバイスですとか相談を受けていました。

宮城県女川町基幹産業復興推進協議会というところで女川の新しい食品のアドバイスをしたときには、横文字を使わないというアドバイスを常に心がけておりました。というのが、現地の漁業者さんの意見で、政府から派遣されてきたり、何とか協会から派遣されてきた中小企業診断士ですとか、何か資格を持っている人が来て、上から目線で、これがだめだからこうなんだ、あれがだめだから全部だめだみたいなだめ出しは多いんだけど、解決策は示されなかったり、そもそも経営のコンサルタントではあるんですが食品のことは全く知らない人が来たりして、会話のほとんどが横文字でさっぱりわからなかったと言われました。私が行ったときに聞かれたことは、ブランディングってそもそも何ですかということ聞かれました。もう一つは、PBって何ですかということ聞かれました。そういったところからも、全くアドバイスが現地の人たちのためになっていないというケースもありますので、本当に復興を思うのであれば、現地の人たちのニーズにしっかりと見合ったアドバイスをしていただきたいと思います。

私は、「ブランディングって何ですか」というふうに聞かれたので、「地域の特徴を生かした商品づくりということですよ」というふうに答えましたら、非常にわかりやすいと言われました。そういったこともありますので、アドバイザーに任せきりではなくて、その後の評価ですね。アドバイザーのアドバイスしたことに対してどういう成果があったかという事を、しっかりとそれに対して復興予算なり税金が投入されているわけですので、評価制度を設けていただきたいと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

菅原特別委員、どうぞ。

○菅原特別委員 風評被害の払拭のところなんですけれども、この資料からはなかなか伝わってきませんが、風評被害によって福島の漁業者の方は大変苦勞しているんです。

私は、今回の原発の事故の責任というのは、やはり国にあると思っております。ですから、今後の対応の方向性の中に、国が最大限風評被害の払拭に努めるというようなことを盛り込んでいただきたい。でないと、福島の人間からしたらがっかりするような資料になっているので、僕は毎年、福島の漁業者の方といろいろイベントなどで会うのですけれども、本当に苦勞しています。今もずっと苦勞しています。ですから、その辺をもっと考慮して、この中に原発被害の方々に対してもっと勇気づけるような文言を入れていただきたいと思います。

○馬場部会長 大森委員、お願いします。

○大森委員 今の菅原特別委員の関連で、まさに今、菅原特別委員がおっしゃったとおりで、いかにモニタリングをして安全のことについて、これは外国も含めてですけれども、本当に真摯に真面目にデータを出し続けていても、やはり安全というところの議論と安心というところが風評被害の根底にあると思いますので、安心の部分をどういうふうに突き抜けるかということからすると、やはり相当高いレベルで国民なり外国にしっかりと訴えていただく、そういった取り組みが欠かせないというふうに思いますので、そういった観点もあわせてお願いしたいと思います。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

では、御回答をお願いしましょうか。

○漁政課長 私のほうから。菅原特別委員、大森委員より風評被害対策についての御意見をいただきました。今回、対応の方向性ということで、本当にある意味そっけなく書いたということですが、思いは私どもも共通だと思いますので、基本計画の具体的な表現のときに、また御確認いただければと思います。

○企画課長 浜田委員からいただきました、就業者対策を全国に広げていくべきだという問題意識でございます。

実は、この同じ就業者対策を全国的に実施しておりまして、先日、委員視察で御訪問いただきました焼津の漁業学校につきましても、20名となっておりますが、ほとんど全員、この施策の対象となっております。そういう意味では、ほかに先ほどこの漁業学校的なもの、焼津ほど立派ではないのですが、宮崎を含めまして漁業学校というのは全国で14校ほどございまして、それらも研修についての必要な経費につきまして助成をさせていただい

ているところをごさいます、今後ともその部分につきましてきっちり確保していきたいと考えているところをごさいます。

あと、やはり貧困家庭の子供さんたちがいろいろな機会をとらまえて社会の中で学ぶ機会を模索していらっしゃるということでごさいます。ある意味、我々、就業者をなかなか確保できない。漁業に入ってくる方というのがなかなか確保できないという現状でもごさいますので、そういう方だけというわけではないんですけども、いろいろな方に声をかける形で就業フェアみたいなものを開催しております。先生のところにいらっしゃる生徒さんたちを含めて、漁業に興味のある方については、ぜひともそういうフェアにも参加していただけるように、いろいろな機会をとらまえてそういう就業フェアというのをプロモーションするとともに、そこはやはり雇う側の方とのマッチングの問題もあると思いますので、そのところ、なかなか水産の世界で特段の方向性を示すというのは難しいかもしれませんが、少なくともそういう機会がいろいろな方に行き渡るように、宣伝活動についても今後も続けていきたいというふうに思っております。

○加工流通課長 浜田委員からもう一点、アドバイザーについての御指摘をいただきました。御指摘はもっともだと思います。

もともと、この復興水産販路回復アドバイザーというのは、実際に業者の方々はどうしても産地の方で、必ずしも川下のほうに詳しくないといったことを前提に、それに助言するといった仕組みでごさいますけれども、逆にアドバイスをするほうも、浜田先生はしっかりやっていたということでごさいますけれども、きちんと現地の実態を理解した上で、ちゃんと効果が出るようにしていただくのは、これは当然のことでごさいます。私どもも単にアドバイザーに任せきりということではなくて、アドバイザーの中で、そういった教え方などの情報交換も行ったことがごさいますけれども、今後ともどうやって的確なアドバイスをしていただくのがいいのかといったことは心にとめて取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

まだ御意見がごありかと思っておりますけれども、そろそろ時間です。時間も過ぎておりますので、ここでの審議を終えたいと思っております。皆さん、御意見を事務局のほうにお寄せいただければと思います。

事務局では、各委員からいただいた意見を踏まえて、水産基本計画の作成に向けた検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次のその他として何か事務局から報告がありましたらお願いします。

○企画課長 本日は御審議ありがとうございました。

本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局にて水産基本計画の骨子案を取りまとめていきたいと思っております。また、平成28年度水産白書につきましても、本日いただいた御意見を踏まえて検討を進めてまいります。

今後の企画部会の日程ですが、次回、第66回については12月16日金曜日、午後1時から3時までの時間で開催の予定となっております。お忙しいこととは存じますが、御出席をお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、雪の中、また、ご多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言、御指導をいただきまことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。